

信用理論研究

第9号

1992年5月

大会報告および討論

基軸通貨制度の理論と現実——対称的な国際通貨制度の可能性——

……………藤田誠一（神戸大学）

基軸通貨システムの現状と将来

……………向 壽一（立命館大学）

信用理論の基本問題と再構築

……………鎌倉孝夫（埼玉大学）

『資本論』における信用論の基本問題と若干の展望

——「貨幣資本と現実資本」論の位置づけと具体化のために——

……………山本孝則（大東文化大学）

部会活動報告

学会事務局記事

会員著書・論文目録

信用理論研究学会

目 次

大会報告および討論

基軸通貨制度の理論と現実——対称的な国際通貨制度の可能性—— ……………藤田誠一（神戸大学）……………	（ 1 ）
基軸通貨システムの現状と将来 ……………向 壽一（立命館大学）……………	（ 17 ）
信用理論の基本問題と再構築 ……………鎌倉孝夫（埼玉大学）……………	（ 30 ）
『資本論』における信用論の基本問題と若干の展望 ——「貨幣資本と現実資本」論の位置づけと具体化のために—— ……………山本孝則（大東文化大学）……………	（ 49 ）
部会活動報告……………	（ 61 ）
学会事務局記事……………	（ 68 ）
会員著書・論文目録……………	（ 70 ）

大会報告と討論

《報 告》

基軸通貨制度の理論と現実

——対称的な国際通貨制度の可能性——

藤 田 誠 一

(神戸大学)

I. 報告の目的

本報告の目的は、基軸通貨制度に関する代表的な理論の検討と、国際通貨制度の歴史的研究から得られる教訓に基づいて、基軸通貨制度を前提としつつ、対称的な国際通貨制度構築の可能性を検討することにある。

II. 基軸通貨、基軸通貨制度、国際通貨制度

基軸通貨という言葉は、IMF 創設をめぐる論争の中でウィリアムズ (John H. Williams) によって提唱された基軸通貨方式 (Key currency approach) で初めて用いられたと言われているが、そこでは基軸通貨は指導的通貨 (leading currencies) の意味で用いられていた。本報告では、国際的な貿易・資本取引が特定国の国民通貨で、また特定国の決済制度を用いて行われる場合、当該通貨を基軸通貨、また当該国を基軸通貨国と呼ぶ。なお、ここでいう決済とは、公的通貨当局間の決済にとどまらず、民間経済主体間の決済を含む。

これまでの国際通貨制度を振り返ると、特定国の国民通貨が国際決済に用いられたと言う意味では、ほぼ一貫して基軸通貨制度が採用されていたと言うことが出来る。しかし、そのあり方は、基軸通貨国、周辺国それぞれに適用されるルールによって大きく異なっていた。このような公的通貨

当局間の貨幣・金融諸関係、経済政策などを支配するルール・慣行・慣習を国際通貨制度と呼ぶと、基軸通貨制度の運営は国際通貨制度の性格に大きく規定されると言える。

Ⅲ. 「ドル本位制」論

1960年代のドル危機の過程で、トリフィン (R. Triffin) の「流動性ディレンマ論」に対して主張された「ドル本位制」論は、ドルを中心とする基軸通貨制度の経済的な効率性を積極的に評価したものである。

(1) 「少数意見」

トリフィンに始まる「多数派」を批判して、キンドゥルバーガー (C. P. Kindleberger) 等によって *Economist* 誌に発表されたもので、その主要な論点は、①長期資本輸出により流出したドルが、アメリカの銀行への短期ドル資産として保有されている限り、アメリカは国際的な金融仲介機能を果たしている、②流動性収支 (総合収支) は、「世界の銀行」の健全性の指標としては不適切である、③ドルへの信認の欠如は金融仲介機能に対する無理解に起因している、というものであった。

(2) マッキノンの「ドル本位制」論

マッキノン (R. I. McKinnon) は、1960年代の国際通貨制度改革の中心的役割を演じていたSDRの創出と、変動相場制論に対する批判として、独自の「ドル本位制」論を展開した。その要旨は、①公的レベルにおける国際通貨の機能だけでなく、民間の経済取引における国際通貨の機能も重視すべきである、②変動相場制は、民間レベルの国際流動性問題を解決できない、③アメリカの金融市場は、国際流動性を組織的に供給する機能を果たしている、④SDRは、公的準備資産としてのドルを補完するが、民

間の取引には用いられないため、貿易・資本取引は依然としてドルを中心に
行われる、⑤アメリカの選択すべき政策は、国際収支に関する独自の目
標を放棄する一方、国内物価を安定化するように金融政策を実施すること
である、というものであった。

(3) 「ドル本位制」の評価

「ドル本位制」論の特徴および問題点は、次のように整理できよう。①
それまでの国際通貨制度論が公的な国際通貨の機能のみを重視していたの
に対し、民間レベルにおける機能にも着目する必要を強調した点は評価で
きる。②基軸通貨制度は強制されたものではなく、効率性を高めるため市
場により選択された、合理的な制度であると考えられている（媒介通貨仮
説）。③国際的金融仲介の内容、特に資本輸出の形態および動機について
は殆ど問題とされていない。④民間レベルの基軸通貨選択の論理が、公的
レベルでの非対称性を必然的に規定すると考えられているが、ドルについ
てはその論理は当てはまらない。

Ⅳ. 基軸通貨制度の安定性と国際資金循環

(1) 基軸通貨国の条件

基軸通貨生成の条件としては、通常①その通貨が交換性、利便性、一般
的受領性などの点で優れた国際通貨であること、②その国の経済規模が大
きいこと、③競争力を持つ貿易財部門を持ち、国際貿易の中心であること、
④発達した国際金融・資本市場を持っていること、⑤外国に資本を供給す
る能力があること、などが指摘される。

基軸通貨制度の安定のために基軸通貨国が満たすべき条件として「N-
1」問題を解決し得る能力がしばしば指摘される。「N-1」問題とは、
すべての国が整合的に平価を設定する（すなわち国際収支目標を持つ）こ

とは不可能であり、その解決のためにはある国（第N国）が国際収支目標を放棄せざるを得ないという問題である。そのため、第N国（基軸通貨国）は「N-1」ヶ国によって決定される国際収支の不均衡を許容できるだけの経済力を持つことが必要とされる。しかし、このことは基軸通貨国が国際収支について完全に受け身であることも、またその不均衡の大きさを無視できることも意味しない。

政治経済学的視点から「ドル本位制」を検討したバーグステン（C. Fred Bergsten）は、基軸通貨国の経済的基準として、①経済成長と物価の安定、②国内経済の大きさ（positive power）、③対外制約からの独立性（negative power）、④発達した金融市場とフロー・ストックにおける貯蓄の存在、などを列挙するが、より重要な動態的条件として、通貨の交換性の安全弁としての一定の流動性比率の維持と、修正された基礎収支（経常黒字+直接投資）の均衡の維持を重視している。

(2) 国際資金循環と基軸通貨国

「不換ドルの流通根拠」論争における信用貨幣説、あるいはアメリカの金融市場にその根拠を求める主張は、「ドル本位制」論の論理と共通点を持っている。確かに、国際的な貿易・資本取引がアメリカの金融市場を通じて順調に決済されている限り、アメリカは「世界の銀行」として機能していると言うことが出来る。しかし、「世界の銀行」という場合、それは決済メカニズム（settlement）と金融仲介（banking）という二つの機能からなることに注意する必要がある。「ドル本位制」論も信用貨幣説も、後者についての分析が希薄である。

基軸通貨国が金融仲介機能を果たすためには、基軸通貨国を中心とする国際的な資本の還流が順調に行われることが必要である。国際的な資本の流れは主として商業資本の流れと貸付貨幣資本の流れからなる。資本の順

調な還流とは、商業資本については、輸入により周辺国に流出した資本が基軸通貨国の輸出を通じて、また貸付貨幣資本については、周辺国への資本輸出が基軸通貨国の輸出と周辺国からの利潤・利子の受取の形態で、それぞれ還流することであり、これを国際収支の概念で表すと、基礎収支が均衡している状態を示している。

V. 国際通貨制度における非対称性

(1) 国際金本位制

国際金本位制においては、「N-1」問題は各国が自国通貨を金にリンクすることにより解決された。古典派のモデルでは、各国の中央銀行が金の流出入を貨幣供給量の増減に反映させるとする「ゲームのルール」を遵守する限り、国際収支の不均衡は物価の変動を通じて自動的に調整されると考えられていた。しかし、その後の実証研究の結果、対外不均衡は先進国については多くの場合物価ではなく利子率の変化を通じて調整され、しかもその調整能力についてはロンドン市場を持つイギリスが最も有利な立場にあったこと、また当時の主要国の景気循環がイギリスの対外投資を通じて波及し、イギリスは金利政策の実施にあたり内外均衡に矛盾がなかったことなどが明らかにされてきた。

(2) IMF 体制

IMF 協定の条文上は、ドルとその他の通貨は平等に扱われているが、アメリカ以外の国が自国通貨の平価を事実上ドルに対して設定したため（金平価を維持する具体的手段を持たないため）、ドルは介入通貨として用いられ、また準備通貨として保有された。IMF 体制における非対称性は、このようなドルの介入通貨、準備通貨の機能に起因している。

IMF体制のような国際金為替本位制においては、対外不均衡に対する調整に非対称性が存在する。周辺国では対外不均衡が直接対外準備に影響するため、金融・財政政策は対外均衡に優先的に振り向ける必要がある。他方、アメリカは周辺国がドルを受け取る限りにおいて、赤字を自国通貨でファイナンスすることが可能であるため（負債決済）、対外不均衡を是正する誘因は弱い。さらに、周辺国がそのドル準備を商業銀行預金やTBの形態で保有する場合には、アメリカと周辺国で金融政策の効果が著しい非対称性が存在し、アメリカのインフレ政策は、調整インフレの形で周辺国に波及する。

(3) 「ドル本位制」

ドルが介入通貨、準備通貨として機能するため、IMF体制と同様の非対称性が存在する。さらに、「ドル本位制」においては、公的ドル残高についても金交換性がないため、アメリカは完全な負債決済が可能となり、過剰に供給された国際流動性はアメリカが黒字を計上しない限り吸収されない。調整・流動性・信認という3つの問題の解決が、すべてアメリカの政策に依存することになる。

VI. 『通貨制度改革概要』における新しい国際通貨制度

1960年代の国際通貨制度改革論議が国際流動性の問題に集中したのに対し、1970年代以降は国際収支調整問題に重点が移り、またドルとその他の通貨の関係についてより対称性を求める議論がみられるようになった。

1974年に提出されたIMF 20カ国委員会の『通貨制度改革概要』は、対称的な国際通貨制度の構築を目指したものとして注目に値する。『概要』は安定的かつ調整可能な平価制度を前提とした上で、①客観的指標（準備指標、基礎収支など）を用いた黒字国・赤字国双方による効果的な国際収

支調整、②公的通貨残高の均斉のとれた交換性（資産決済制）、③過剰通貨残高を凍結するための SDR 代替勘定の創設、④複数通貨介入、あるいは SDR による介入制度、⑤中心的準備資産としての SDR の育成と金、ドルの排除、といった方向性を提示した。

二度にわたる石油危機と変動相場制の常態化は、このような改革への動きを挫折させた。また、70年代におけるユーロ市場の発達は、民間の国際流動性を急増させる一方で、国際資金の借り入れを容易にしたため、変動相場制の採用と共に国際収支制約を緩和し、各国の政策の自由度を一面では拡大した。現在でもドルは中心的役割を果たしており、それは外国為替市場における為替媒介通貨、介入通貨の機能において著しい。今日国際通貨制度の改革問題を考えるに当たっては、このような変化を念頭におきつつ、『概要』に示された対称性を何らかの形で導入することの可能性を検討する必要があると思われる。

Ⅶ. 対称的な国際通貨制度は幻想か？

(1) 対称性

基軸通貨制度の安定性が基軸通貨国の政策に大きく依存しているとすれば、将来の国際通貨制度を検討するに当たっては、①基軸通貨国が整合的な内外均衡政策を実施しうる環境と、②基軸通貨国がそのような均衡政策を実施しなかった時に被る不利益の大きさ、といった要因が重要となろう。後者は、基軸通貨国がどの程度の政策節度を持つか（意志の問題）と、どの程度制度的条件に制約されているか（制度の問題）を含んでいるが、ここで問題になるのは最後の点である。国際通貨制度における対称性という場合、次の点に注意することが必要である。それは、基軸通貨制度を前提にする限り、民間レベルで選択された通貨を公的レベルにおいても使用する必要があり、また通貨以外の経済力についても対等ではないという事実

である。ここで我々が問題にする対称性は、そのようないわば実際上の対称性ではなく、制度として組み込まれた対称性、換言すれば政策のルールは同一でなくても、基軸通貨国にもルールを強制的に守らせるような制度的歯止めが存在するか否かである。

(2) マッキノンの修正「ドル本位制」

純粹「ドル本位制」の下での基軸通貨国アメリカの条件、すなわち、「N-1」問題解決のため、国際収支について受動的に行動し得る経済力と、ドルの実質価値を維持するための物価の安定がアメリカ国の政策のみでは実現し得なくなると認識するマッキノンは、アメリカ、日本、西ドイツの3カ国で「ドル本位制」を管理することを提案する。その内容は、①3カ国のマネーサプライの合計の伸び率を一定にする、②3カ国は国内信用によるマネーサプライの伸び率の目標に合意する、③ドル・円・マルクの間で購入力平価に基づく中心レートを設定する、④日本と西ドイツは非不胎化介入を実施しドル準備を連銀預金の形で保有する、⑤アメリカはその影響を不胎化しない、というものである。マッキノン案は、民間レベルにおける「ドル本位制」を基本としながら、主要3カ国と「N-3」カ国の間にゲームのルールの区別を導入したものと見えよう。しかし、3カ国における介入通貨は依然としてドルであり、その点での非対称性を残したままとなっている。

(3) 対称的な国際通貨制度

我々が考える対称的な国際通貨制度は、民間レベルでは「ドル本位制」を採用し公的レベルでそれを修正するというマッキノン案に、より対称性を導入するという形で示される。その際『概要』に示された方向のうち、今日の経済状況に適用できるのは、客観的指標に基づく黒字国・赤字

国双方による効果的な国際収支調整と、資産決済制を組み入れた複数通貨介入制である。

まず、マッキノン案では、介入通貨としてはドルのみを用い、日本と西ドイツが介入を実施し、アメリカはそのような介入が自国のマネーサプライに及ぼす影響を不胎化しない、というルールになっているが、介入通貨、準備通貨の機能が持つ非対称性の排除、および基軸通貨国に対する制度的制約という意味からも、EMSに見られるような、資産決済制を組み合わせた3カ国による複数通貨介入制が望ましい。その際、介入に必要な通貨をSWAPや借り入れで調達することは、より均斉のとれた資産決済制の導入につながる。

また、マッキノン案は、均衡為替レートとして購買力平価を採用しているが、今日のように資本移動が活発化している状況では、資本取引も含むより広い概念として基礎収支の均衡を重視すべきであろう。ただし、今日では資本移動について短期と長期の区別が極めて曖昧となっているため、基礎収支概念の再検討が必要であろう。この点で、バーグステンの「修正された基礎収支」やウィリアムソン＝ミラーの「基調的資本移動」（金融政策、信認、投機といった短期的な要因ではなく、生産性や貯蓄率に現れる各国のISバランスを反映した資本移動）の考え方は、示唆に富むものである。いずれも、短期的な要因に左右されず、実物資本の過不足を反映した資本移動のみを取り出すことを意図しており、実物資本（現実資本）から遊離した攪乱的な資本移動を概念的に排除できるからである。

VIII. 人工的な基軸通貨の可能性

対称性導入のもう一つの方法は、特定国の国民通貨ではなく新しい通貨を人工的に創出し、国民通貨を代替することである。このような試みとしてIMFにおけるSDRとEMSにおけるECUをとりあげ、人工的な基

軸通貨制度の構築の可能性を検討する。

(1) SDR

『概要』は、将来の国際通貨制度として SDR 本位制を想定していたが、現在外貨準備に占める SDR の割合はわずか 4 % に過ぎない。しかし、SDR についての最大の問題点は、民間の SDR 市場が極めて限られていることである。SDR に対し平価を設定し SDR で介入するためには、為替市場で SDR が大量に取り引きされており、またその基礎として、SDR が民間経済主体の間で国際的な貿易・資本取引の建値・決済通貨として用いられていることが必要であるからである。

このような点から、近い将来 SDR を中心とした対称的な国際通貨制度が構築される可能性は極めて薄いといえよう。

(2) EMS

EMS は、①共通計算単位としての ECU の導入、② ECU 乖離指標を持つパリティグリッド方式の平価制度、③ 拡張信用供与メカニズム、を特徴とする対称的な制度として創設された。介入についても複数通貨介入が想定されていたが、実際には 80 年代前半まではドルが介入通貨として使用されていた。

80 年代後半以降、EMS はマルクを中心に運営されてきたと言われている。第一に、西ドイツの反インフレ的な金融政策を EMS のアンカーとして、各国がインフレ率を収斂させ、結果として平価調整の必要性が減少したこと、第二に、域内での介入にマルクが用いられるケースが増加したことである。このように EMS における西ドイツの役割は、IMF 体制におけるアメリカと同様になりつつあるが、マルクの場合ドルや円との関係という外枠が存在しているため、アメリカのような特別な権利を有している

わけではない。

(3) ECU

ECUは、EMSにおいて①為替相場メカニズム（ERM）における表示単位、②乖離指標の基礎、③介入および信用メカニズムの計算単位、④通貨当局間の決済手段、⑤「N-1」問題の解決手段、⑥並行通貨（parallel currency）の核、と多様な機能を果たしている。

ECUについて注目されるのは、その民間利用の進展である。貿易取引の契約通貨として用いられるケースはまだ限られているが、銀行預金や債券の建値にECUが使用される割合が増加している。ECUは、各加盟国内では法的には外国通貨として扱われており、外国為替市場における取引も徐々に増加しつつある。また、ECUは性格上はユーロ・カレンシーに近いと言われており、もしECUが国民通貨と並んで流通するようになれば、国民通貨→ユーロ・カレンシーというこれまでの通貨の発展過程を逆転させる初めてのケースとなる。

国際通貨の機能という点からみると、民間ECUは計算単位の域を出ていない。ECUが「通貨」として機能するに当たって必要となるのは、その決済メカニズムの円滑化と「最後の貸し手」の存在である。現在のところ、民間ECUについてはEBA（ECU銀行協会）加盟の銀行を決済銀行とし、SWIFTにより計算された交換尻をBISの口座を通じて決済するという方式がとられているが、BISは決済銀行の代理機関として機能するのみで（netting function）、「最後の貸し手」（banking function）として機能しているわけではない。

このような民間ECUについての問題点を解決すると同時に、ECUによる介入を可能にするものとして、公的ECUと民間ECUを連結させる方法がいくつか提案されている。また、イギリスを始めとするECの通貨

当局による ECU 建て国債の発行は、民間 ECU の利用促進に貢献するものと評価できよう。もし ECU の試みが成功すれば、EC という一地域の中だけではあるが、ECU を中心とした対称性の高い通貨制度が構築されることになり、国際通貨制度改革に及ぼすインパクトも大きなものとなる。

報告内容のより詳細なまとめと参考文献については、拙稿「基軸通貨制度と非対称性」、『国民経済雑誌』、1992年1月号を御参照下さい。

《討 論》

岡本磐男（東洋大学）

1 報告者は基軸通貨国の条件をみるさいに基軸通貨国の基礎国際収支をとりあげその均衡が重要であるとしているが、そのさいに基軸通貨国＝経常収支黒字国という視点からのみ考察している。だがその捉え方では82年以降のアメリカのように経常収支の赤字を海外諸国からの長期資本流入によって補填し、一方で基礎収支が黒字に近くなりながら他方で債務国に転化したことの意義が明確に捕捉できないのではないか。

2 報告では、アメリカ、日本、西ドイツ間に対称性を導入するために日本と西ドイツのドル準備を米国連銀預金の形態で保有すべきだとするマッキノン改革案を高く評価しつつも、これに対し「資産決済制」を組み合わせた3カ国による「複数通貨介入制」を提唱し、為替市場への介入における政策協調を主張する。まずマッキノン説に関しては、①彼が説くような3カ国による金融財政政策の自由裁量権の放棄は政治的に合意可能とみられるか、②70年代半ば以降の種々の要因による為替相場の乱高下に対しては、彼はいかなる政策協調を考えているのか。また、③経常収支不均衡の原因の一面としてよく言われる貯蓄・投資ギャップの問題はいかに考えているのか。

3 EMS が80年代後半に安定的に機能してきた理由は、EMS 参加国が政策協調によってインフレ抑制とインフレ率格差の縮小に成功してきたためであるが、その成功は一面では、当時フランス・イタリア等の若干の国々で為替管理による資本移動の自由の抑制が行われていたことによるとみられる。だが EC 通貨統合をめざすドロール構想では、1990年7月までに資本移動の完全自由化の実施が提唱され、既に EMS 諸国の為替管理は撤廃された。それ故、①今後は EMS が資本移動の自由化によって不安定化する可能性があるのではないか。また②ドロール提案の第1

段階に入っている現時点において、諸国は国内均衡を犠牲にしても為替相場安定を最優先課題とするという政治的意志を真に確立しているのであろうか。

4 ①報告者は ECU の将来についてかなり楽観的であるが、ECU は簡単には EC の単一通貨とはならないのではないか。②通貨統合への動きにとって基本的に重要な問題は、中央銀行の政策の優先目標に対する合意と政策運営の収斂 (convergence) であって、ECU といった特殊な流通手段の問題ではないのではないか。③ドロール提案の第 1 段階における EMS 固定相場制の強化と、第 3 段階で考えられている単一通貨としての ECU の利用との間には論理的に必然的な結びつきがあるわけではないから、共通通貨には ECU とは別の通貨か、実態はマルクである通貨が選ばれる可能性が強いのではないか。

5 1990年代から21世紀にかけての国際通貨制度の将来を展望してみると、今後ドルと EC 通貨と円の 3 極構造によって発展していくと思うが、報告のように、資産決済制を組み合わせた 3 カ国による複数通貨介入制のみで問題が解決されるとは考えにくい。現実には、アメリカと EC 諸国と日本の通貨当局の政策協調が容易に成功せずむしろぎくしゃくした関係が継続することも予想される。それ故にまた 3 極構造では、代表諸国間においてしばしば保護主義が台頭していく危険性も強いように思われるが、その点のご意見を伺いたい。

〔答〕

1 基軸通貨国が経常黒字国の場合には、自らの余剰貯蓄を基本的な財源にして、周辺黒字国の余剰資金も吸収し赤字国に貸し付けるパターンであるのに対し、基軸通貨国が経常赤字である場合には、まず自らの赤字を安定的な資金によりファイナンスしなければならず、海外に安定的な資金を供給する状況ではない。従って、現在のアメリカは基軸通貨国であるといっても、ドルが決済通貨であるという意味で決済機能 (settlement) を果たしているものの、「世界の銀行」としての機能 (banking) を果たしているとは言えない。

2 マッキノン是为替相場の乱高下の原因としては、主要国間の金融政策における不整合を第一に考えており、そのため購買力平価水準を為替相場を固定することで各国の金融政策にルールを課すことを考えている。政策協調の政治的可能性については、相互依存が深まった世界では政策の独立性を確保することはますます困難であり、自国経済を安定させるためにも政策協調が必要であるとの認識が高まってきたように思われる。マッキノン自身も、アメリカの国内物価を安定させるために、3 国間の協調が必要であるとの認識から出発している。報告者は、均衡為替相場として購買力平価より「修正基礎収支」概念を活かし、3 カ国の基本的な IS バランスを反映した水準を為替レートが設定されることを考えている。また、マッキノンは「金を用いない金本位制」のメリットとして国際的なルールの存在を強調す

るが、報告者はISバランスを考慮することで、貨幣資本の現実資本からの乖離の可能性を制限できる点にそのメリットを求めたい。

3 ①投機的な資本移動は金利や為替レートの将来の変動予想に依存しており、政策の不協和が存在するときに活発化すると考えられる。従って、EMSがどの程度投機的資本移動の影響から安全であるかは、EMS内の政策協調にかかっていると考えられる。

②EMSにおいても、あるいは主要先進国間でも、今日のような相互依存の世界では各国の政策の独立性は事実上強い制約を受けている。このような状況下では、各国が政策の独立性を求めるよりも、グループ全体としての政策体系を考えた方が自国経済の安定につながるように思われる。EMSについては、域内の構造調整政策による補完が重要となろう。

4 報告者は、国民通貨と異なり「祖国」を持たない人工の通貨の導入による対称性実現のモデルケースとしてECUに注目したいと考えている。従って、ECUが共通通貨にまで成長し得るか否かではなく、共通通貨になるためには何が必要かを考えている。現在のところ、ECUは「祖国」を持たないこと、換言すればマルクその他の国民通貨が持つ体系的な決済メカニズムを欠いていることが最大のネックであると考えている。また、共通通貨の導入は為替相場固定化の不可逆性の証明であり、共通通貨使用によるメリットを考えると単なる固定為替相場制度とは大きく異なると思われる。

5 資産決済制の導入は、基軸通貨国が赤字となった場合に、その国が調整のインシヤティブを採るように制度的に枠をはめることを目的としている。国際通貨制度の安定化のためには基軸通貨国の政策節度が重要であるが、ここでの問題は基軸通貨国が節度を守らなかった場合に、制度上どの程度制約を受けるかである。

全体的に、岡本先生が現実からの発想でご質問されたのに対し、報告者の問題意識が現実適応性よりも制度的条件の比較にあるため、適切な回答にはなっていないかもしれませんが、お許し下さい。

平岡賢司（熊本商科大学）

ポンドの基軸通貨化の条件・論理とドルの基軸通貨化のそれとは同質のものなのか、あるいは異なるのか。

〔答〕

ポンドの場合は、「ドル本位制」論が主張するような民間レベルでの使用から公的レベルでの準備通貨の機能へと展開したのに対し、ドルの場合には、多くの実証研究に示される通り、公的レベルでの介入通貨・準備通貨の機能から基軸通貨化のプロセスが展開したと考えている。

山本栄治（甲南大学）

為替媒介通貨はいつ、どのようにして確立したと考えられるか。

〔答〕

金本位制においても、為替銀行が持高操作・資金操作を行うに当たって特定の通貨を用いるという意味では、為替媒介通貨的なものは存在したと考えられるが、為替相場は金裁定取引により金現送点内でしか変動しなかったため、為替媒介通貨を用いた積極的な為替売買は行われなかったと考えられる。従って、為替媒介通貨が今日の意味で機能するのは、IMF体制以降、特に変動相場制においてであると考えられる。

寺園徳一郎（福岡大学）

①アメリカが国際収支の赤字を「負債決済」できなくなるのはどのような場合か、②マッキノンの「修正」はアメリカの物価安定という条件をアメリカの政策のみでは達成できないと考えているようだが、それはどんな状況なのか。

〔答〕

①ドルが基軸通貨である限り、アメリカはとりあえず「負債決済」をする事が出来るが、ドルの信認がなくなるとドルから他の通貨への乗り換えが起こり、ドルは暴落する。アメリカがこの暴落を放置し得なくなれば、介入のために強い通貨を調達することが必要となり、その部分は「資産決済」されることになる。

②国内の貨幣供給量のコントロールだけでは物価の安定を達成できないため、為替レートや世界全体の貨幣供給量といった海外要因も考慮しなくてはならない状況を考えている。マッキノンの言葉を借りれば、「強いドル本位制」から「弱いドル本位制」へ、「国内版マネタリズム」から「国際版マネタリズム」への変質である。

今宮謙二（中央大学）

①基軸通貨の定義について、スーザン・ストレンジ説のように「支配通貨」概念をつけ加えるべきではないか、②金融のグローバリゼーションと基軸通貨システムとの関係をどう見たらよいか。

〔答〕

①現実には政治的要因を無視できないが、この点は今後の課題としたい。

②グローバリゼーションを市場の多極化ととらえると、基軸通貨が取り引きされる場が増加するという意味で通貨面からは基軸通貨システムを補強する方向に作用するが、市場の面からは基軸通貨国の金融市場を相対的に弱体化させると考えられる。

吉田 暁（武蔵大学）

非対称性は重要な問題であろうが、現実にはドルで決済しており、しかもこのドルを中央銀行に固定価格で買い上げてもらえるわけでもない。このようなリスクを民間が引き受けるのは、当面高い金利が得られるからではないか。このように考えれば、金利差が非対称性の一部を相殺していると考えられないか。

〔答〕

基軸通貨国が経常黒字国であるノーマルなケースを考えると、基軸通貨国の方が金利は低はずである。報告で問題にした非対称性は政策の自由度に関するものでありそれが高金利で相殺されるとは考えられないが、80年代後半にアメリカが協調利下げにより一定の金利差を維持しようとしたことは、債務国としてケインズの言う借り入れ条件の調節に該当し、それだけ政策の自由度が制約されていたことを示していると考えられる。

酒井一夫（北海道大学名誉教授）

①「修正基礎収支」のメリットは何か、②60年代には国際通貨危機、ドル危機が頻発したが、最近それが出現しないのはなぜか。

〔答〕

①「修正基礎収支」は、安定的な資本移動のみを自生的項目とする将来の基礎収支概念を今日に適応するよう修正したものであり、現実資本との対応関係をもつ資本移動のみをとりあげようとする意図を持っている。

②60年代の国際通貨・ドル危機はドルから金への逃避という性格を持っていたが、今日ではそれは金への逃避ではなくドルから他の通貨への逃避という形態に変化している。金への逃避に比べると、今日の危機は主要国の協調により管理は相対的には容易であると考えられる。

基軸通貨システムの現状と将来

向 壽 一

(立命館大学)

1. 通貨システムの基本認識

各国の通貨システムは、ハイパワードマネー（マネタリーベース）の供給つまり現金通貨＋中央銀行預け金を頂点に、商業銀行の信用創造（預金創造）が行なわれ、マネーが貸し出される。そのマネーが金融仲介機関に集められ信用拡張を行なわせる。このように通貨システムはピラミッド状の広がりを持つ。

ハイパワードマネーが法的に金に結びつけられているシステムが金本位制であり、金とリンクしておらず通貨当局の裁量で供給されるシステムが管理通貨制である。

通貨システムによって供給されたマネーは、最終消費財・サービスを現金で買い向かう一般的流通と、主として手形ないし小切手で中間財・サービスの企業間信用がアップストリーム企業（群）に与えられ、その決済として銀行当座預金の口座振替が行なわれるのが商業流通である。

一般的流通と商業的流通は産業的に用いられるのみであるならば単純だが、現代のように金融的流通にかかわれば、マネー（預金通貨を含む）は、産業的流通と金融的流通を交錯することになる。

国際的には異質な通貨ピラミッドが混在している。異質な通貨ピラミッドが外国為替制度を通じて相互にリンクされている。リンクのしかたが固

定レートであれば固定相場制、変動しているのであればフロート制である。固定相場制の場合、法的に金にリンクしている国どうしが多数であれば国際金本位制、ごく一部の国のみが金本位制で他の多くの諸国が金本位制国に為替の売買を通じて固定レートを維持していれば国際金為替本位制である。

基軸通貨 (key currency) とは後に述べるように複数の国際通貨のなかで、価値表示基準 (numeral) となり、国際為替取引の際の一般的等価物 (為替媒介手段) となり、各国通貨当局の中心的蓄蔵手段 (国際準備通貨) となる通貨である。

2. 基軸通貨の機能の変容

1) 国際金本位制下の基軸通貨システム

基軸通貨という言葉を初めて用いたのは、1933年の世界経済会議に向けての国際連盟準備委員会に対するアメリカ代表団報告のジョン・ウィリアムズである。いうまでもなく、それはドルではなく英ポンドの役割にかかわって使用されたものであったらしい。1913年時点の世界の公的準備総額は、リンドルトによれば、71億ドルで、そのうち外国為替は11億ドルであった。ロシアのフランス向け債権約2億2,000万ドル、カナダのアメリカへの約1億4,000万ドル、東欧諸国等のドイツ向け約1億5,000万ドルを除けば、外貨準備の大半はイギリスのポンド・スターリングに対するものであった。

世界中のほとんどの国がイギリスで借入れ、その残高をロンドン・バランスとして銀行口座やポンド証券として保有し、民間銀行はその預金で決済し、通貨当局は為替介入や国際決済にそれを用いた。

国際金本位制下の多角的決済網も、インドーイギリスー欧州大陸・アメリカーインドというように、金が循環していたわけではもちろんなく、イ

ギリス銀行制度の国内国外への信用創造・信用供与によってもたらされた各国の民間銀行・通貨当局のロンドン・バランスを利用して個々の決済がなされていた。

当時のイギリスは貿易収支赤字・サービス収支大幅黒字で、経常収支は構造的黒字であり、当時の周辺赤字国に長短の資本輸出をしていた。

2) 両大戦間期の基軸通貨システム

第1次大戦後、基軸通貨は債権大国アメリカのドルと老大国イギリスのポンドに分裂した。各国はニューヨーク・バランスかロンドン・バランスを持ち、どちらかに通貨レートをリンクさせていた。

この状態ではより強い通貨への短期資本移動が大量発生する。1930年代にはいると各国は管理通貨制のもと経済運営を規制するため資本流出入規制を行なわなければならなくなった。

3) IMF 体制下の基軸通貨システム

対外的にドルを金とリンクし、各国通貨をドルに固定レートでリンクしたIMF体制で、基軸通貨システムは完成する。

各国の取引決済に用いられたばかりでなく、1950年代末よりロンドンを中心に発達したユーロダラーさえニューヨークに於ける預金口座こそが決済の軸であった。

IMF体制は1971～73年に崩壊した。

4) フロート制下の基軸通貨システム

フロート制下でもドルは基軸通貨として機能している。部分的にSDRやECUがニューメレールとしてもちいられ、マルクや円やフラン等が国際取引通貨や国際準備通貨になってきているが、表1のように基軸通貨は依

表1 基軸通貨の機能の推移

	金本位	大戦間	IMF	フロート
ニュメラル	◎	△	◎	◎
兌換	◎	○X	○	X
建値通貨	◎	△	◎	○
決済通貨	◎	△	◎	◎
資本取引	○	△	◎	○
為替媒介	◎	△	◎	◎
準備通貨	○	△	◎	◎
介入通貨	○	△	◎	◎
基軸通貨	£	£\$	\$	\$

然としてドルである。

但し、今後は大ヨーロッパを背景とするマルクや日本円などが伸びてこよう。

5) 世界貨幣・国際通貨・基軸通貨

世界貨幣は、一般的国際支払い手段、一般的国際購買手段、富一般の絶対的社会的物質化として機能した。現在、金は法的には貨幣ではない。だが、各国の準備手段として機能しており、まれには対外支払い手段として機能する。

国際通貨は中心国の国民通貨が国際取引通貨、国際準備通貨、国際介入通貨として利用される場合を指す。現在、ドルはもちろん、マルク、円、ポンド、フラン等がある。

基軸通貨とは、複数の国際通貨の中で価値表示基準となり、為替取引の際の一般的等価物（為替媒介手段）となり、各国の中心的蓄蔵手段となる通貨である。現在、その機能をはたしているのは、いうまでもなく米国ドルである。米銀各銀行の預金で手形決済がなされ、CHIPS—Fedwireのコンピュータ・ネットで処理される。

但し、このことは遠い将来にわたってもドルが基軸通貨であることを保証しているわけではない。世界のGNPの4分の1を占める米国の生産物（とその背後にある労働）と世界の諸商品・サービス（とその背後にある諸国民の労働）とを交換し得ると人々が期待・予想するという社会的信認が存続するかぎりにおいてである。

3. 1980年代の基軸通貨システムの動態

1) 基軸国アメリカの信用供給

経常輸出－経常輸入＝国内総生産－国内総支出 であるが、レーガノミクスによってもたらされた大幅な財政赤字のため、経常収支は83年から大幅赤字で、85年には世界最大の純債務国に転落し、80年代末には6,000億ドルを上回るに至った。

ボルカー連銀議長のもとハイパワードマネーの供給は80年代初頭はきびしく制限されたが、82年のメキシコ危機以降マネーサプライの制限は緩和される。長期経済成長の中、80年代半ばにはハイパワードマネーの増加率は急増する。この時期には信用拡張係数も膨らんでいる。民間消費・投資、財政赤字の急拡大のため、産業的流通に必要なマネーも金融的流通に必要なマネーも増大した。

87年のブラックマンデー以降金融的流通に必要なマネーが収縮し、生産増加にもかかわらず、信用量は収縮気味である。

2) 周辺黒字国・日本、西ドイツの信用供給

基軸国が経常収支大幅赤字で財政赤字を中心に総支出が総生産を上回っており、それを周辺黒字国日本、西ドイツからの資本流入がファイナンスしていた。

日本のハイパワードマネー供給は80年代前半は抑制気味だったが、85年のプラザ合意以降急増し、ブラックチューズデー以後もいっそう膨らんだ。ME 革命に支えられた設備投資にともなう産業的流通に必要なマネーの拡張のほかに、土地投機、株高にみられる金融的流通に必要なマネーも膨張し、バブルをうみだした。そして90年代に入って反転するのである。

西ドイツは日本と違って、89年には抑制基調に立ち戻り、経常収支黒字

幅を増大させ、日本に迫っている。

3) 周辺赤字国・メキシコ、ブラジルの信用供給

メキシコは82年まで大幅な経常収支赤字があるが、82年8月のメキシコ危機と、その後のIMFコンデショナリティーの適用によって83—85年には黒字に転化し、以降、引締めと緩和を繰り返し、経常収支は年ごとに变化している。

ブラジルは86年以降IMFへの返済を停止しており、経済指標も公表していない。経常収支は82年まで大幅赤字で、これを多国籍銀行の融資でまかなってきた。しかし、82年債務危機以降、外資の流入が途絶えたため、輸入を大幅にカットさせることで、数字上、経常収支を好転させている。が、国内信用は膨張に次ぐ膨張を続け、インフレに歯止めがかかっていない。

メキシコとブラジルは「周辺赤字国」とはいえ経常収支は83年以降、アメリカとは異なって、たいした赤字ではない。貿易収支は着実に黒字で、金利返済のためサービス収支が大幅赤字となっており、成長に必要な資本が流入していない。

4. 小 括

1980年代のドルを中心とする基軸通貨システムは、基軸国が財政赤字と結びついた構造的な経常収支赤字を持続させ、ドル下落期に周辺黒字国から公的対米協調体制支持金融を受ける一方、周辺赤字国は「失われた10年」となってしまった。

基軸国アメリカだけが経常収支赤字を放置し、周辺赤字国だけが赤字削減を強制されるというツイストダンス的な不公平な「国際協調」こそが問題にされるべきである。

(参考文献)

向 壽一 『信用創造・マネー循環・景気波動』同文館、1991年

向 壽一 『国家破産』講談社現代新書、1990年

向 壽一 『マネーゲームのからくり—金融エコノミスト批判学入門』法律文化社、1991年

表2 アメリカの経常収支と通貨・信用供給 (1980~89) 単位: 億ドル; %

年	経常収支 億ドル	金準備時 価評価額 億ドル	準備預け 金 億ドル	国内信用 供給 億ドル	信用拡張 係数	準備預け 金増加率 %	国内信用 増加率 %
1980	18	1,558	1,649	21,331	12.9	5.8	7.7
1981	64	1,050	1,703	22,768	13.4	3.3	5.7
1982	-91	1,230	1,808	24,075	13.3	6.2	12.1
1983	-402	1,005	1,917	26,979	14.1	6.1	10.6
1984	-990	810	2,038	30,184	14.8	6.3	11.9
1985	-1,223	859	2,240	33,190	14.8	9.9	10.1
1986	-1,453	1,024	2,574	36,303	14.1	14.9	9.4
1987	-1,622	1,095	2,691	39,015	14.5	4.5	7.5
1988	-1,290	1,047	2,865	41,972	14.7	6.5	7.6
1989	-1,100	996	2,986	43,134	14.5	4.2	2.8

資料) IMF, International Financial Statistics, Jan. 1991. より算出.

表3 日本の通貨・信用供給 (1980~1989)

年	経常収支 億ドル	金準備時 価評価額 億ドル	外貨準備 億ドル	準備預け 金 億円	国内信用 供給 億円	信用拡張 係数	準備預け 金 増加率 %	国内信用 増加率 %
1980	-108	142	246	22,959	250,001	10.9	6.4	8.4
1981	48	96	282	23,569	274,931	11.7	2.7	10.1
1982	69	111	233	22,569	297,569	11.6	7.8	8.2
1983	208	92	246	28,627	319,875	12.2	3.2	7.5
1984	350	75	264	29,705	348,344	12.8	8.5	8.9
1985	492	79	267	29,705	378,838	12.8	3.8	8.8
1986	858	95	423	32,119	413,311	12.9	8.1	9.1
1987	870	117	810	34,920	452,400	12.9	8.7	9.5
1988	796	97	967	39,462	500,133	12.7	13.1	10.6
1989	569	92	840	44,568	557,294	12.5	12.9	11.4

資料) 表2に同じ.

表4 西ドイツの通貨・信用供給 (1980~1989)

年	経常収支	金準備時 価評価額	外貨準備	準備預け 金	国内信用 供給	信用拡張 係数	準備預け 金増加率	国内信用 増加率
	億ドル	億ドル	億ドル	億マルク	億マルク		%	%
1980	-159	561	486	1,468	14,700	10.1	-3.7	9.5
1981	-50	378	437	1,444	15,988	11.1	-1.6	8.8
1982	39	435	447	1,521	17,027	11.2	5.3	6.5
1983	54	363	427	1,606	18,170	11.3	5.6	6.7
1984	98	293	401	1,667	19,265	11.6	4.1	6.1
1985	170	311	444	1,722	20,457	11.9	3.3	6.2
1986	401	375	517	1,829	21,205	11.6	6.2	3.7
1987	461	461	788	1,997	22,050	11.1	9.2	4.1
1988	505	381	585	2,211	23,413	1.6	10.7	6.2
1989	553	362	607	2,346	24,727	9.5	6.1	5.6

(資料) 表2に同じ

表5 メキシコの通貨・信用供給 (1980~1989)

単位: 億ドル; %

年	経常収支	外貨準備	準備預け 金	国内信用 供給	信用拡張 係数	準備預け 金増加率	国内信用 増加率
	億ドル	億ドル	10億ペソ	10億ペソ		%	%
1980	-82	30	722	1,429	1.9	40.7	39.1
1981	-139	41	1,045	2,126	2.1	44.7	48.8
1982	-62	8	2,068	4,271	2.1	97.9	100.9
1983	54	39	3,225	6,528	2.1	55.9	52.8
1984	42	73	4,879	9,879	2.1	51.3	51.3
1985	11	49	5,706	16,767	2.9	17.1	69.7
1986	-17	57	8,444	33,815	4.1	48.1	101.7
1987	40	125	14,402	69,118	4.8	70.6	106.6
1988	-24	53	20,874	115,326	5.5	44.9	66.9
1989	-54	63	23,012	166,916	7.3	10.2	44.7

(資料) 表2に同じ

表6 ブラジルの通貨・信用供給 (1980~1985)

年	経常収支	外貨準備	準備預け 金	国内信用 供給	信用拡張 係数	準備預け 金増加率	国内信用 増加率
	億ドル	億ドル	100万 クルザード	100万 クルザード		%	%
1980	-128	58	692	3,400	4.9	57.3	81.9
1981	-118	66	1,180	6,623	5.6	70.5	94.8
1982	-163	39	2,202	13,813	6.3	86.6	108.6
1983	68	44	4,536	38,293	8.4	106.1	177.2
1984	0	115	14,875	106,192	7.1	228.1	177.3
1985	3	106	52,198	426,396	8.2	250.9	301.5

(資料) 表2に同じ

〈討 論〉

高須賀義博コメント(1)

まず向氏の基本視角は何かといいますと、氏の報告の冒頭で述べておりますように、通貨システムをハイワード・マネーを中心とするピラミッド型の信用創造機構として把握するということであります。これを氏の著書『信用創造・マネー循環・景気波動』では「はじめに信用創造ありき」と表現しています。氏の基本視角は、わたくしの用語で言えば、発券先行説であって預金先行説ではありません。

ついで氏は、信用創造のベースとなるハイワード・マネーが貨幣商品金とリンクしている貨幣制度を金本位制、そうでないものを管理通貨制と定義します。国際通貨制度も「異質な通貨ピラミッドが外国為替制度を通じて相互にリンクしてるシステム」として先ず信用論的に規定し、それぞれ金とのリンクがあるかないかで国際通貨制度の分類はいたしますが、この分類に重点があるのではなくて、いずれの国際通貨制度においても基軸通貨があるとして、それに焦点を当てています。要するに、信用の国際的システムとして国際通貨制度も理解しています。

向報告は、信用創造を中核とする信用システムを徹底的に重視している点に特徴がありますが、この点に関してはわたくしは基本的には賛成であります。

(1)信用システムと金の関係：

向氏の今日の報告では「現在、金は法的には貨幣でない」と明言されています。この表現には実質的にはまだ金は貨幣であるという含意が含まれているように聞こえます。事実すぐ続いて、金は「各国の準備手段として機能しており、まれには対外支払い手段として機能する」と述べています。これらの金が氏の信用論体系の中でどのような意味を持つのか、これが第1の問題です。

すでに述べましたように、氏は管理通貨制度はハイワード・マネーが金とリンクしていない通貨制度であるとしてますので、信用創造を重視する氏の理論の中で金は基軸的な意味は持ち得ないと思われれます。また後で問題にしますが氏の視角の中には資産決済が欠落していますので、「各国の準備手段」として機能している金は何に・どのように使用されるのか不明確です。わたくしの考えでは、現在各国の中央銀行が所有している金は言葉の正確な意味での「準備金」……ハイワード・マネー発行のための準備金……ではなく、緊急事態のための保険（戦争準備金）でしかありません。氏の論理から言っても、各国の中央銀行が金を保有しているということだけでは金を実質的に貨幣として機能しているということではできないと思います。氏の論理からすれば、金が貨幣として機能しているということが言えるためには、信用創造のピラミッドの基礎に現在でも金が機能している（ハイワード・マネーの供給および基軸通貨の供給と金がリンクしている）といえなければならな

いはずですが、氏は管理通貨の定義でこれを排除していますから、理論的には氏は金廃貨論者に属すると思います。わたくし自身金廃貨論者ですから、これは批判ではありません。旗幟を鮮明にして欲しいという要望です。

わたくしがあえてこのようなことを言いますのは、氏の『信用創造・マネー循環・景気波動』で次のように言っているからであります。

「ここでは、従来までの私の見解を2つの点で自己批判し、克服している。1つは、信用創造の出発点に本源的預金の集中があるという場合、それを「現金」という俗流的表現を用いたが、本書では生身の金とはっきりさせた点である。」(はしがき)

(もう1つの点とは、さきに述べた「はじめに信用創造ありき」という点です。)この引用文では、はっきりと信用創造の出発点にあるのは「生身の金」であるとしています。これはこれで1つの見解であるとしておきます。しかし、これが本日の報告では信用創造のベースとなるハイワード・マネーを現金通貨+中央銀行預け金としており、これらはすべて信用貨幣であって「生身の金」ではありません。この食い違いは、理論の dimension の違いかも知れませんが、そうであればなぜ信用創造のベースを「現金」から「生身の金」に変えたのが「自己批判」になるのでしょうか、「自己批判」の意味を説明してください。

〔答〕(1)

金が通貨体系あるいは国際通貨システムにおいて現在は法的には「貨幣」商品としての役割を果たしておらず、諸商品(財・サービス)の中でもっとも貨幣に近い存在にすぎない。その点で私は高須賀氏の言われるように「金廃貨論」者であります。しかし在イラン米国大使館人質事件の際に、金がアメリカからイングランド銀行に移送されたように、金は決済性資産としての意味をもち、その場合には世界貨幣として機能しています。

また、各国の準備資産には金が含まれているのであって、その意味では金は「通貨発行の準備金」ではなく、決済資産として「貨幣」の役割をもっていることとなります。

そうした部分的な金の「貨幣」機能の反面は、信用通貨システムとしての法的には金を排除している点であります。そもそも「金」が貨幣商品に歴史的に成り上がったのは金が他の諸商品と交換しうると予想・期待しうるという社会的信認によるものであります。このことは貝をマネーとしている集団と石をマネーとしている集団が交換をする場合いずれも「一般的等価物」になりえない点を想起すればよいのです。

また、私が『信用創造・マネー循環・景気波動』の中で、信用創造の出発点に金を置き、従来の「現金」論を撤回・自己批判したことに対して、高須賀氏は混乱とみられているようですが、これは歴史的生成の論理と現在の通貨システム把握との

論理次元の相違から来るものです。

歴史的に貨幣取扱業者へ金が集集中し、その貨幣取扱業者が自己宛一覽払債務証券を発行して、銀行の前身となったのは歴史的論理です。

これに対して「はじめに信用創造ありき」とは現状の通貨システム・ピラミッドを把握する場合、信用創造によって創出されるハイパワードマネーが、通貨ピラミッドの根幹であるという認識であります。その意味では高須賀氏の指摘されるように dimension の違いです。

高須賀義博コメント(2)

信用創造の自立化を理論的にどう説くかについては様々な問題点がありますが、その中でまず現在のドルを中心とする基軸通貨体制が何によって支えられているかという問題を取り上げたいと思います。

これについては向氏は、次にみるように2つの異なった説明を与えています。

引用1：「ドルが基軸通貨として機能するのは、『……米国の生産物と世界の諸商品・サービスとが交換しようと、人々が期待・予想するという社会的信認が存続する限りにおいてである。』

引用2：「1980年代のドルを中心とする基軸通貨システムは、……周辺黒字国から対米協調体制支持金融を受け(ている)……」

見られるように、引用1は、基軸通貨が機能する基礎には「社会的信認」が必要であるとしており、引用2は「対米協調体制支持金融」がそれを支えているとしています。この両者がどのような関係にあるかが問題です。

ところで、問題は「社会的信認」と「対米協調体制支持金融」との関係ですが、これを向氏はどの様に理解されているのか十分説明がないので理解しかねます。氏の見解を明確にしてもらうためにまずわたくしの理解を示し、それから若干の質問を致します。

わたくしの考えでは、基軸通貨が機能する基礎に「社会的信認」があるとする見解と「対米協調体制支持金融」があるとする見解とは「水と油」の関係、つまり、非整合の関係になります。「社会的信認」のほうは国際通貨制度の内部から生まれ、それを支えるのに対して、「対米協調体制支持金融」のほうは国際通貨制度の外部から注入されるものであるからです。前者は経済の論理、後者は政治の論理で説明されるべきものです。

そこで以下2つの質問を致します。

第1、氏は「社会的信認」論と「対米協調体制支持金融」論の関係をどの様に考えているのでしょうか。両者は両立可能、あるいは、統合可能と考えているのでしょうか。

第2、氏は「対米協調体制支持金融」が行われたのは1980年代としていますが、これは1971年の金・ドル交換停止と結び付いているのでしょか。結び付いているとすればどの様に結び付いているのでしょうか。

〔答〕(2)

高須賀氏は「社会的信認」を経済の論理、「対米協調体制支持金融」は政治の論理で、両者は「水と油」の関係と捉えられているが私はそのようには理解しない。

つまり「社会的信認」の中には民間取引業者の信認もあれば、国家あるいは通貨当局の信認も含まれるのであって、両者をあまりに極度に対立物として考える必要はないのであります。たとえば「対米協調体制支持金融」がドルを支えることが、ひいては民間業者のドルへの信認につながるし、民間業者がある特定国の通貨（たとえばドイツマルク）に対する信認をませば、通貨当局もマルクを保持するようになるであります。

ところで、誤解をさけるためにあえて言及すれば、私の「対米協調体制支持金融」は松村文武氏の主張する「体制支持金融（Dollar Supporting System）」とは次元が違います。松村氏の主張は、通貨当局によるドル買い支えも、民間業者による対米投資もいずれも「体制支持金融」の言葉の中で一括しておりますが、私の場合は、政府や通貨当局のものに限って理解している。したがってすぐれて政治的なものであるという高須賀氏の指摘は正しいでしょう。しかし、80年代に日本、ドイツの民間機関投資家が大量に米国国債を買ってドルを「支えた」というのは正しくなく、これは利益が上がる予想したからにほかなりません。いうまでもなく経済的論理です。しかし、経済的論理でブラックマンデー以降にドルから民間投資が逃避したことは、これによりドルの基軸通貨としての社会的信認がなくなることを必ずしも意味しません。各国の対外資産としての保有通貨は表1で示しましたようにニユメール、建値通貨、決済通貨、資本取引・決済通貨、為替媒介通貨として民間レベルでも基軸通貨として用いられており、公的にも準備通貨、介入通貨として用いられています。

つぎに高須賀氏は「対米協調体制支持金融」が1980年代に入って機能したように指摘しているが、それは正確ではありません。

もちろん大量化したのは1980年代ですが私が『世界マネー循環と多国籍銀行』（有斐閣選書、1988年）第I部で分析しておりますように、1971年の金・ドル交換以前から公的な意味での「対米協調体制支持金融」は機能していた、と私はみているのであって、それは「対低開発国体制支持金融」とともに1960年後半から存在していたと考えています。

1971年の金・ドル交換停止との関係でいえば、これを機会にアメリカの国際収支節度が喪失し、80年代のレーガノミクスによって、その点が一層鮮明になったため

「対米協調体制支持金融」の役割が一層大きくなったととらえるべきでありましょう。

(追記)

高須賀義博氏は1991年10月の信用理論研究会で元気な姿を見せられたのを最後に、11月初旬別荘にて急逝された。氏の公開の場における最後の討論を交える機会を偶然にも与えられた私は心より氏の急逝を悼む意味で、許された紙幅の範囲内で、氏の質問と論点を再現することにした。

そのため酒井一夫先生をはじめとする諸先生の質問と解答を全て割愛することになった。ご寛容を乞いたい。

信用理論の基本問題と再構築

鎌倉孝夫

(埼玉大学)

序 前提・方法

ソ連・東欧体制の崩壊という状況の中で、もう一度『資本論』に立ち帰り、とくに信用理論の再構築を試みることは大変意義のあることと思う。

現存社会主義の崩壊から一面ではマルクス主義の破産という主張が強まっているが、資本主義経済の機構と運動法則の理論的解明にとって、『資本論』に代りうる基礎理論はない。信用理論も、資本主義経済の原理論として位置づければ、同じであると考え。もちろんこのことは、『資本論』の信用理論が完成されたものであり、何の問題もない、ということの意味するものではない。それは全体として未完成であり、整理・見直しが必要である。問題は、見直しの仕方であり、方向である。イデオロギッシュな肯定・否定や独断的裁断ではなく、あくまで理論による見直し——概念内容と論理的関連の明確化——がなされなければならない。

本報告では、とくに『資本論』第3巻第5篇第21～24章の概念の見直しを行なうが、そのさい重要なことは、『資本論』のもっとも新しい成果としての第1巻、第2巻の概念内容と論理をふまえて、論理一貫的に利子論、信用論を展開しなければならぬ、ということである。

(注1)

1 『資本論』の利子・信用論の問題点

『資本論』第3巻第5篇は、『資本論』の他の箇所と比べて、完成度が低い。とくにその後半部分、信用論を展開している第25～35章が未完成であった。と同時に、第5篇は、信用制度を「産業資本自身の創造物」として展開する論理に必ずしも貫かれておらず、異なる視角、論点が混入しており、それが信用理論の展開、確立を制約している。とくに、前半第21～24章の利子生み資本論と後半部分の信用制度論の論理は異質の視角、方法によるもので、論理的関連性は決して明確ではない。その点を含め、まず第5篇全体の問題点を別出しておこう。

(1) 『資本論』第3巻第5篇は、前半21～24章の「利子生み資本」論と、後半25～35章の「信用制度」論とに分離している。この分離の意味が明らかにされねばならない。果して、この前半部分が、後半信用理論の展開に不可欠な論理的前提だといえるか、が問題である。

実は、この前半部分は、『要綱』の資本に関する章の「第3篇—果実をもたらすものとしての資本、利子、利潤……」において、また『23冊ノート』の「収入とその諸源泉」において、信用制度の展開とは関わりなしに、すでに基本的に展開されていた。そこでは、利子生み資本—利子は、資本関係のもっとも外面的、物神的形態であり、また俗流経済学にふさわしい表象であるとして、資本主義の物神性の暴露とともに、俗流経済学批判を行なうという内容のものであった。したがって、論理の内容からいって、「産業資本自身の創造物」として信用制度—貸付資本を展開する論理とは明らかに異質である。

とくに『23冊ノート』の「収入とその諸源泉」の叙述の内容が、『資本論』第3巻第5篇の第21～24章にはほぼ全面的に生かされている。大谷楨之介氏によるマルクスのオリジナル・ノートの考証によると、『23冊ノ

ト』の「収入とその諸源泉」の叙述がほとんど全面的に第5篇第24章の叙述に取入れられ、編集されていることが分る。このことから、第5篇前半部分が、後半部分、信用理論の叙述と論理的に異質であることが確認される。

むしろ「利子生み資本」が、「産業資本自身の創造物」としての信用制度の展開の上で説かれず、産業資本に対して外的に設定されたことによって、産業資本の運動を根拠に内的に形成される貸付資本の展開を制約し、阻害している。その点を『資本論』の「利子生み資本」の展開に関して指摘しておく。

①「貨幣は、資本主義的生産の基礎の上では資本に転化させられることができ、この転化によって、ある一定の価値から、自分自身を増殖し増大させる価値になる。それは利潤を生む。……こうして、貨幣は、自分が貨幣としてもっている使用価値のほかにも、1つの追加的使用価値、すなわち資本として機能するという使用価値を受け取る」(Das Kapital, Bd. III, Werke, Bd. 25. S. 350) という規定についてである。しかし、貨幣を資本として使用するか、あるいは消費目的で使用するかということは何ら貨幣自体の規定には関わりがないのであって、「利潤を生む」ということは、貨幣自体の規定ではない。貨幣論が、資本の規定に先き立って、むしろ資本規定の前提として説かれているということは、貨幣の貨幣としてのすべての機能、規定性は資本を前提せずにも説けるということを意味するのであり、資本主義が確立した後においても貨幣の貨幣としての機能、規定性としては何もつけ加わるものはない、のである。

②「利子生み資本」の運動 $G-G-W-G'-G'$ における最初の G は、いわゆる機能資本家に委ねられ(貸付けられ)、ある期間の後に利子を得て回収されるとされるのであるが、その G はいわゆる貨幣資本家自体の所有する自己資本ととらえられていると解せる。しかし、「利潤を生む」自

己資本としてGを所有しながら、なぜ利子しか生まない貸付にこれを用いるのか。何らそのことの根拠は明らかにされていない。銀行信用の成立によって形成されるいわゆる近代的貸付資本にあっては、借入れた資金が貸付けられるのであって自己資本が貸付けられるのではない。産業資本成立の前提としての高利貸資本——宇野『原論』のいわゆる金貸資本——では、 $G-W-G'$ のGと同様、自己資本としてのGを貸付けると規定される。だから、自己資本としてのGを貸付ける「利子生み資本」形態については、商人資本形態とともに、「貨幣の資本への転化」論において、産業資本の前提として、かつその性格の側面としてそれに吸収されるものとして、位置づけられるべきである。

③マルクスの「利子生み資本」運動 $G-G-W-G'-G'$ においては、貸付けられる貨幣の貸付期間は不確定である。というのは、貸付—返済期間は、機能資本としての産業資本あるいは商業資本の回転期間にかかることになる。しかし、貸付期間が不確定な貸付けを一般的に規定できるであろうか。

④マルクスは、「貸付資本家は、等価を受取ることなしに自分の資本を手放し、それを産業資本家（原文）に渡す」（ibid, S. 359）としている。Gの貸付けにおいては、Gの「所有は譲り渡されない」ので、「交換も行なわれないし、等価も受け取られない」——そこに貸付・返済関係の特徴がある、というのである。しかし、第5篇第22章以下では、例えば「利子は……一般的利子率によって確定されていて、生産過程が始まる前から……総利潤が得られる前から、先取りされるものとして前提されている」（ibid, S. 386）としている。Gの一定期間の使用権が売られ、その対価として利子が支払われ（先取りされ）ているはずであるが、 $G-G-W-G'-G'$ という形式では、この点も明らかにされなくなる。

⑤周知のようにマルクスは、「可能的資本としての、利潤を生産するた

め的手段としての、属性において、貨幣は商品に、といっても一つの独特な種類の商品に、なる。または、結局同じことになるが、資本が資本として商品になる」(ibid, S, 351)としている。「可能的資本」としての貨幣の商品化が、「資本」が「資本として」商品になることと「同じこと」とされるのであるが、この解釈をめぐって宇野・三宅論争をはじめ種々争われてきたが、整理すれば次の三つの内容が区別されずに混同されていると解しうる。第1に、GをG自体として「可能的資本」さらに「資本」an sich とする把握、第2に、G……G'運動を行なっているものとしてのG(貸付資本運動の形態としてのG)だから、それは資本(貸付資本)ととらえられる、第3に、G……G'という価値増殖の運動体としての資本自体が商品となるという把握、である。この最後の規定は、第24章の資本のもっとも外面的、物神的形態としての「利子生み資本」の商品化において全面的に展開されるのであるが、これは現実には擬制資本としての資本の商品化を意味するものととらえるべきであろう。マルクスの第21—24章の「利子生み資本」では、このような3様の内容が区別されずに混同されてしまう。

(2)『資本論』第3巻第5篇は、第2巻「資本の流通過程」の論理をふまえて展開されてはいない、という点である。大谷禎之介氏の考証によると(『経済志林』Vol. 57. No. 3)、第2巻第1稿は、第3巻第5篇の原稿を書く前に書かれたことがほぼ確実であるが、少なくとも第2巻はまだ完成されていないこと、基本的には第2巻の論理をふまえずにも、第3巻第5篇の前半部分は、『23冊ノート』で示されるように、書かれていたし、書きうる内容であったことは明らかである。信用論は、資本の循環、回転—遊休資金の必然的形成を論理的に前提する。これを前提としえない「利子生み資本」論は、信用論とは論理的に関連しえない。第2巻の論理をふまえるならば、信用論は何よりもまず産業資本相互の遊休資金の相互

融通関係、すなわち商業信用として、展開されなければならない。

(3)『資本論』全体的方法・性格の理解についてである。唯物史観の方法を資本主義の分析に適用させたのが『資本論』だという解釈が行なわれている。この方法によれば、資本主義は、人類史の中の一歴史形態ととらえられ、資本主義分析の内容は、生成・発展・没落（消滅）の論理を説く、ということになる。たしかに『資本論』第1巻第24章や第3巻の展開に、この方法が現われている。だが、マルクスによる資本主義の論理的解明の進展過程は、唯物史観的方法からの脱却——方法上の大転換の過程であった。すなわち、超歴史の実体を主語におく論理（方法）ではなく、歴史的主体（現実には資本）を主語におく方法への転換である。それは、資本主義に対する思想的批判から、論理によるその総括——イデオロギーから科学への転換——^(注2)ということができるといえる。しかし、いぜん唯物史観的方法が残されていることによって、資本の論理の展開が大きく制約を受けている。とくに、信用論において、この方法による制約が大きい。

①「経済学批判体系」プランは、基本的には唯物史観の方法による資本主義の歴史性、没落の必然性を示そうとする方法に基づいている。体系の出発点は「実体」としての「労働」であり、体系の最後は、体制転換への契機をなす「世界市場と恐慌」である。「信用」「株式資本」は、資本主義から社会主義への過渡形態として、資本主義が自らを止揚する要因とされる。「資本」「賃労働」「土地所有」の「国家」による総括という方法も、「国家」によらなければ階級関係は総括されないこと、いいかえれば資本による自立的な階級関係の総括・統合は不可能であるという理解に基づいている。『資本論』では、国家ではなく、「資本」が「土地所有」「賃労働」を商品経済を通して包摂する^(注3)という方法に転換している。

②「実体」から「形態」を説く論理は、資本主義を特徴づける歴史的形態・関係を、資本主義の本質的形態としてでなく、本質を隠す外皮、ある

いは疎外態ととらえることになる。反面、実体を包摂した産業資本は、実体と相即したものとして実体化される（「資本一般」の理解はこれを示している。）これによって、実体は形態化され、形態（資本）は実体化される。産業資本の流通形態の本質はとらえられなくなる（産業資本＝生産資本という理解）。

③このことによって、産業資本運動の内的矛盾の理解も、実体＝「労働」の包摂自体に求めるのではなく、価値（剰余価値）生産に対する需要（流通）の外的対立としてとらえられる。資本による「労働」の包摂、価値・剰余価値形成自体の制約——それは資本に対する賃労働の対立、制約に基づいている——はとらえられない。供給（生産）対需要（流通）の外的対立を産業資本の根本矛盾ととらえるこの理解が、産業資本（＝生産資本）に対する貸付資本（＝貨幣資本）の外的対立の把握と関連している、といえよう。

④『要綱』（第3巻第5篇第27章にも共通するが）での信用論展開の根拠・方法に関する提起、すなわち「流通時間ゼロ」実現の要請としての信用制度、「個別資本の量的制限」の打破を実現するものとしての株式資本の展開という方法についてであるが、『要綱』自体において指摘されているように、「流通時間ゼロ」は資本主義の下では実現されず、資本それ自体を止揚することによらなければならない。信用の問題は、必然的に流通時間が介在することに伴う準備金—遊休資金をどう合理的に活用するかを軸として展開されるべきである。「個別資本の量的制限」の打破として株式資本を説く方法も、個別資本がそれ自体社会的実体を包摂したいわば社会的資本になるべきだ、そうでないと資本として完成しないという考えに基づく提起であるが、資本は本来個別性をもつものであり、社会的実体を直接包摂することは不可能なことである。このような理解は、資本自らが自分自身を止揚するという体制批判、移行の方法（唯物史観的方法）に基

づくものであって、形態的性格を本質とする産業資本の論理に即した信用論展開の方法ではない、としなければならない。

こうして、産業資本自体を流通形態の本質をもつものとしてとらえ、その「創造物」として信用制度を展開するという論理、歴史的形態としての流通形態を主体（主語）とする論理への転換が図られなければならない。

2. 古典経済学・銀行学派理論の回顧 (注4) (省略)

3. 信用理論の確立にむけて

—方法上の要点—

(1) マルクスにおける方法の転換

①基本は、資本主義に対する思想的批判・否定から、論理による総括への転換であり、資本自体の論理による資本の内的矛盾、発展限度の自己暴露という方法の確立である。同時に古典経済学・俗流経済学をたんに批判するだけでなく、それを批判的に摂取して資本自体の論理を確立した、ということである。

②「実体」から「形態」を説く論理から、「形態」——流通形態としての商品・貨幣・資本——を主体とした論理への転換である。G—W—G'、G……G'は、資本の流通形態の本質を示し、かつ産業資本自体の前提であり、産業資本の性格のそれぞれの側面を示すものとして、「貨幣の資本への転化」論に位置づけられる。同時に、資本は価値の変態・循環運動として規定される。

③「実体」としての労働・生産過程は、労働力の商品化という特殊歴史的条件を媒介にして、資本運動に包摂されることが明らかにされた。と同時に、資本による「実体」の包摂は、資本運動の社会的成立の根拠である

と同時に、根本的制約要因となることが示される。

④「競争」論は、資本の形態的性格から必然のものとして、形態論、さらに第3巻の展開に導入される。本質を隠蔽する外皮とされた「労賃形態」、生産価格、利子生み資本形態等は、形態的本質をもつ産業資本によって必然的に形成されるものと把握される。

(2)信用理論確立の要点

①何よりも産業資本の流通形態的本質の把握が決定的要点である。

②これに基づいて、産業資本運動の内的矛盾(制約)が把握されなければならない。その基本は、労働力商品の特殊性——人間の実体と不可分であること——の把握になる。宇野弘蔵はこの点について「労働力商品化の無理」という表現を用いたが、その意味は、労働力は根底から商品化されないこと、商品による商品の生産というような形態的關係に解消されるものではなく、生活過程=実体を通してのみ供給される、ということである。と同時に、資本運動の内的矛盾の基本は、生産過程—価値形成・増殖過程自体にあることが確認されねばならない。すなわち、労働者の資本の生産過程における労働の支出(現実には必要労働量を越えた労働支出)が価値(剰余価値)形成の根拠であるとともに、根本的制約条件である、ということである。

③信用論形成の根拠についていえば、何よりもまず、流通形態を本質とする産業資本運動に必然的に伴う遊休資金の節約—合理的活用を図る関係・機構として形成される。商業信用(産業資本相互の信用売買による事実上の遊休資金相互融通)—銀行信用(遊休資金、準備金の銀行への集中と手形割引きを基本とする貸付けによる活用)が、信用の基本である。その上に、産業資本運動を通じた資金創造を根拠とする銀行券の発行が展開される。信用創造論は銀行券発行によって説明されるが、それは現金準備を越えた発券ということではなく、(そうとらえると現金準備と預金の関係

はとらえられない)、預金を越えた貸付、すなわち銀行券発行による貸付けが、産業資本の蓄積運動を通して新たな資金の形成を実現することを基礎に行なわれるものととらえねばならない。

④銀行信用による貸付資本の形成。貸付資本は、資本家社会的資本として、個々の産業資本に相対する。貸付資本の増殖率として利子率は、マルクスの規定のように、直接的に資金の借手の生み出す利潤によって規定されるのではなく、社会的な資金の需給関係によって規定される。ということは、貸付資本は、産業資本のような労働実体の包摂による価値増殖（根拠とともに制約）の制限を直接的には免れており、その限りでは無媒介的価値増殖関係を示している。しかし、資金形成（供給）—資金需要は、社会的な産業資本の運動によって規制されている。銀行の下での資金の貸借を通して形成される貸付資本は、個々の産業資本運動に直接依存するのでも、またその運動から全く外的に独立するのでもなく、全体の産業資本運動によって社会的に規制されながら、個々の産業資本運動を規制するという相対的に自立した資本家社会的資本なのである。

現実の蓄積過程に即していえば、好況期の産業資本の蓄積（基本的には資本の有機的構成不変の蓄積）の中で、労働力需要増大—労働力不足—賃金上昇による剰余価値の減少が必然的に生じる（この原因は、本項②の「労働商品化の無理」にある）。これが進めば、資本を追加しても利潤はかえって減少するという資本の絶対的過剰が生じる。しかし、個々の産業資本としては、競争に強制されて、利潤率の低下に対し、さらに資本量を増加して利潤の量的確保を図ろうとする。そのことによって、社会的に資金需要は増大するが、利潤率低下—資本の絶対的過剰は、資金の形成を減少させる。こうして利潤率の低下が進行する中で、利子率は上昇する。利子率が利潤率を上回り、借金に対する利子支払いが自己の資産から、さらに新たな借金によって行なわれることになれば、支払手段としての資金需

要は増加しながら、資金は全く形成されないことになり（資金形成の根拠を欠いた資金需要）、利子率は急騰せざるをえない。これが恐慌の契機となる。

産業資本の過剰（利潤率低下）と資金の不足（利子率上昇）は、産業資本自体の内的矛盾の現実的な現われである。

⑤社会的な資金需給関係に規制される貸付資本は、個々の産業資本運動による直接的依存からは脱却しているが、なお無制約な自己増殖関係を完成していない。資本自体の理想形態として、貸付資本はさらに産業資本への依存—価値増殖の本来の根拠への依存を止揚して、無制約で純粋な自己増殖を求める。それは労働力商品化による資本の内的矛盾—現実には恐慌を止揚する形態である。これが「それ自身に利子を生むものとしての資本」であり、いわば資本主義の“理念”であるが、その現実的形態は、擬制資本としてしか成立しえない（擬制資本としての株式資本と土地価格）。

株式資本論展開に関する重要な点を若干指摘しておく。第1に、マルクス利子論の利潤分割論（利子と企業者利得）は、株式資本論にそのまま適用することはできないということである。大体、株主は決して貨幣資本家ではなく、株券という商品の所有者であり、経営者も必ずしも無所有の機能資本家とはいえない。株式会社についていえば、株主＝貨幣資本家対機能資本家（現実資本家）としてでなく、擬制資本（としての株券）対現実資本の関係でとらえねばならない。第2に、原論における株式資本論展開の論理については、空費である流通費の資本化を実現する商業資本運動が媒介項となる。商業資本は、実体に依存せず、資本家的機能を通じた形態関係による価値増殖を実現するものとして、形態自立化へのステップをなす。これを媒介にして、貸付資本 $G \cdots G'$ は、「それ自身に利子を生むものとしての資本」とみなされることになるが、この資本はもはや現実資本（としての貸付資本）ではなく、一定の利子を生む元本（があるものと

みなされる)としての擬制資本となっている。第3に、この擬制資本としての株式資本(と土地価格)を基礎に株式会社の具体的機能が明らかにされねばならない。少なくとも、株式会社の理解においては、擬制資本としての株式資本の二面性の理解が基本となる。すなわち一面では擬制資本は現実資本にしか存立根拠はありえないものとして、それ自体としては非自立的本質をもちながら、擬制資本市場(株式市場)においては、現実資本から遊離し、独自の運動、投機的な運動を行なうこと、しかし擬制資本市場での株券の売買行為自体は決して資金を形成しえない(したがって株式投機は必然的に利子率を高める)のである。

(注1) 鎌倉孝夫著『信用理論の形成と展開』有斐閣、1990年を参照されたい。

(注2) 同、『経済学説と現代』第3章第2節、現代評論社、1979年参照。

(注3) 同、『国家論のプロブレマティック』〈11〉項、社会評論社、1991年参照。

(注4) 同、『信用理論の形成と展開』、第I部第1～3章参照。

川波洋一コメント

鎌倉氏による信用理論の基本問題は、産業資本の創造物としての信用制度の仕組みを解明することにある。そのために貨幣取扱資本や利子生み資本は産業資本にとって外的な存在としてしりぞけられ、かわって産業資本家の遊休資金の相互融通、さらには銀行信用によるその集中と媒介、さらにその集中してくる準備金をベースにした貸付資金の創造といった問題に信用論の中心的内容が限定されている。また鎌倉氏においても一つ重要な信用論の基本問題とされているのは、資本制経済の基本的矛盾すなわち労働力の商品化の具体的発現としての資本の絶対的過剰生産論を補強するものとしての利子率上昇を論証することである。

以下では、このような理解の下に四つの論点を呈示してみることにしたい。

1. マルクスの信用論と古典学派(通貨学派、銀行学派まで含む)の信用論との違いをどこにみるか? 利子生み資本範疇を否定することによってマルクス信用論の古典派にたいする優越性を見逃しているのではないか?

スミスは、たしかに利子付きで貸し付けられる資財なる概念をもちだしているが、それは本来の貨幣形態にある利子生み資本ではなく、実物形態にある資本の貸借まで含めた範疇である。そのことは、スミスが利子付きで貸し付けられる資財なるものを信用制度の外部に設定しているのではないことを示している。

もうひとつ、銀行学派の評価について。マルクスは、貸付資本を捉えていない彼

らの貨幣と資本の区別には、流通貨幣、資本循環の中の貨幣資本、さらには利子生み貨幣資本との混同が見られる、あるいは利子生み資本噛噬そのものがない、ということ批判しようとしたのではないか？ さらにいえば銀行学派における貨幣と資本の区別ではマルクスが見ていた信用制度や金融市場の現実的展開をうまく説明できないということをおもうとしたのではないか？

2. マルクスの信用論の構成について

ここで尋ねてみたいと考えているのは、鎌倉氏が、マルクスによる信用論の構成、とくに現行『資本論』の第25章の内容と構成をどのように考えているかということである。この点について鎌倉氏は、大谷禎之介氏の考証にもとづいて次のように言われている。もしマルクスが、資本主義以前から存在する利子生み資本については、その形態的性格を、「貨幣の資本への転化」論、すなわち産業資本の理論的形成論の中に明確に位置づけるとともに、その形態的性格が実は産業資本自体の一面でもあると規定しえていたならば、「信用制度」にかんするマルクスの展開は、1. 産業資本自体がいかに「信用制度」を創造するか、という認識論と、2. 「信用制度」によって産業資本を基盤に成立する利子生み資本（貸付資本）が、産業資本の運動（蓄積運動）といかにかかわり、いかにこれに規定され、またいかにこれに影響をあたえるかという課題に純化されることになったであろう、と。とすれば、ここで尋ねてみたいと思うのは、鎌倉氏自身は、このふたつの課題の内容と関連をどのように考えているかということである。

3. 利子率の変動について。

鎌倉説における信用理論の基本問題は、さきにみたように資本制経済の内的法則の解明のために利子率の上昇を説くことにあった。

だが非常に簡単な状況を考えてみても産業資本の運動と商業信用あるいはせいぜい銀行による手形割引までが入った信用制度との関係だけから利子率の上昇を説明することには無理があるのではないか。たとえば、鎌倉説において利子率とは一体なにを意味するものなのであろうか。すなわち、鎌倉説にいう利子率とは金融市場に成立しているさまざまな金利水準のどれを指しているのであろうか。それはバンク・レートをさしているのであろうか、はたまた預金利子率や貸出レートのことを言っているのであろうか？

いまこの金利体系の認識を踏まえたうえで質問を続けることにする。実際にさきの金利体系を、最上部にバンク・レート、次の段階に市場利子率（再割引レート、コール・レート）、最下部に預金・貸出レートを位置づけるとすれば、この三者の運動関係はどうなるのか？鎌倉氏の認識では事実上、預金・貸出レートのところだけで利子率の上昇が論じられているのではないか。だが実際、たとえ預金形成が遅れ、したがって預金レートが上昇し、また資金需要の増大によって貸出レートが上

昇しても、金融市場もっとはっきり言えばインターバンクでの資金の調整がうまくいけば利子率は上昇しない。むしろ利子率の変動はインターバンクの金融市場において決まりそれが預金貸出レートに波及していくと見たほうが現実的ではないか？

4. 信用理論の再構築ということの意味をどうとらえるか？

さいごに、鎌倉信用論の現実分析としての有効性について質問してみたい。というのは、鎌倉説にある信用理論の道具だては、貸付資本＝資金、商業信用、銀行、資本の絶対的過剰生産といったようなものである。このような信用論の道具だてをもって、原理論における信用理論を構築することが、独占段階、さらには管理通貨制度段階における信用制度の発展や新しい金融の展開を分析していくうえでどのような有効性をもっているのでしょうか？

川波洋一氏のコメントへの回答

鎌倉孝夫

1. 第1点に関して。スミスは『諸国民の富』第2篇第4章で「利子付きで貸付けられる資財」を扱っている。これは川波氏の指摘のように「実物形態にある資本の貸借」も含まれるが（その点はマルクスの利子生み資本でも除かれていない）基本的には金利生活者の貨幣所有者による自己所有の貨幣の貸付けを問題にしており、事実上「利子生み資本」をとらえている。問題は、産業資本に対する外的な「利子生み資本」がとらえられていないことでなく、両者の内的関係がとらえられていない点にある。スミスは、同2篇2章では、社会的流通空費の節約としての銀行券発行・流通を扱う中で、不明確であったが、産業資本の下で形成される遊休資金の信用（銀行信用）を通じた貸付・融通関係をとらえていた。しかし、貨幣＝流通手段という考えによって、信用制度の下で成立する貸付資本が明確に把握されず、前者に埋没させてしまった。そこにスミス信用論の根本問題がある。だから「利子生み資本」は、産業資本と関わりなく、それを外部に事実上存在する貨幣の貸借で規定するほかなかった。

銀行学派については、銀行資産、銀行資本を減らす貸付けを「資本の貸付」ととらえており、それが産業資本に外的に対立するものとしていたのであり、ここでも事実上「利子生み資本」は把握されていた。もちろんマルクスが指摘しているように、銀行資本（資産）と貸付可能な資金とが区別されていないが、恐慌期における産業資本に対する貸付資本の外的規制作用をとらえていた点は重要である。

スミスーリカード理論をふまえた学史的展開からすれば、銀行学派については、産業資本の内的機構からいかに貸付資本が形成されるかを明らかにしていないことが問題なのであり、マルクス信用論の「優越性」はその点を明確にしうる方法と一定の展開が示されていることにある、と考える。

2. 第2点「マルクス信用論の構成」について。①. 産業資本の運動を基礎にした信用制度は、まず商業信用として形成されるが、商品の掛売りにおいては、商品の販売とその代金の事実上の貸付けという二重の行為が含まれている。そこでは商品売買から切り離されてはいないが、事実上の資金融通、貸付関係があることをとらえておく必要がある。この資金貸付関係が商品売買から自立したものが、銀行の下への遊休資金集中とそれを基礎とした資金の貸付けであり、ここにいわゆる近代的貸付資本が成立する。「利子生み資本」は銀行信用の下での貸付資本ととらえねばならない。

②拙論が「利子生み資本」の形態規定を論理から除外したようにとらえるのは誤解で、形態規定としては「貨幣の資本への転化」論で規定されるべきだと考えている。マルクスはそこで、商人資本形式については資本の一般定式と位置づけたが、金貸資本については殆ど位置づけられていない。そこが問題であり、なぜそうなったかが問われる。

マルクスは第3巻第36章で、近代的貸付資本と高利貸資本とは形態的に共通するが、前者の后者との違いは借手の性格に、借手が産業資本となった点にあるとしている。この形態的共通性の指摘は重要であり、これをふまえてその形態を「貨幣の資本への転化」に位置づけるべきだと思うが、それとともに、近代的貸付資本の特徴を借手の変化だけに求めるのは一面的で、貸手もまた産業資本（の遊休資金）であることを明らかにせねばならない。

③問題の内容を、近代的貸付資本が産業資本との関連でどう自己を展開するかというように立ててみると、その基本は貸付資本と擬制資本との関連をどうとらえるか、という問題となろう。マルクスの「利子生み資本」規定では、貸付資本と擬制資本とが明確に区別されず、一体化している。一体このような「利子生み資本」は、どこから表象されたのか。1つは、銀行学派的資本貸付け、あるいはラムジーの貨幣資本家規定等が一定の根拠となっていたと思われるが、同時にマルクスは「利子生み資本」を俗流経済学に特有な表象ととらえており、またそれを観念形態として成立しているという理解もあった。観念形態としてしか成立しえない「利子生み資本」とは、論理化すれば擬制資本としか成立しない、ということになろう。したがって問題は、貸付資本から「それ自身に利子を生むものとしての資本」という観念形態の成立、そしてその現実的形態としての擬制資本の成立をどう説くか、になる。

3. 利率変動の問題について、拙論では少なくとも信用制度としては、中央銀行—市中銀行—基底としての産業資本の運動という関連の上で利率変動の基本関係をとらえている。強調したいのは、産業資本の社会的運動をベースに、産業資本全体の資金形成と資金需要の関係が利率—それは何より貸付利率である—

を規定すること、その上に中央銀行による発券が行なわれるが、それも基本的には銀行券発行による貸付けが、産業資本運動を通して新たな資金形成—還流をもたらすかどうかという信用創造関係として明らかにすべきだ、と考えている。

金融論ならば、提起された問題を立入って検討すべきだろうが、原理論としては基本要因を明確にすることこそ必要だろうと考える。

④信用論の現状分析への有効性についてであるが、まず金融資本の分析の要点は、信用制度・資金市場と資本市場の関連の分析が基本となると考える。その理論的基礎は原論の株式資本論にある。株式・証券市場自体は資金形成の根拠をもっておらず、したがってそこには利子率形成の根拠はないが、資金市場との関連—資金市場から株式市場への資金の移動を通して利子率（貸付利子率）に影響を及ぼす。この株式市場と資金市場との運動関係が分析の基軸となろう。その上に、管理通貨制度をふまえて考えると、金本位制の下では株式投機に伴って必然的に生じる利子率上昇が投機自体を破壊したのに対し、管理通貨制度の下では、—これはバブル経済に関わってくるが—株価下落を避けるための低金利政策が導入される、これが株式市場の動き、あるいは実体経済にどう関わるかをとらえる必要がある。擬制資本としての株式資本の理解こそ現状分析解明の基軸であることを強調しておきたい。なお、日高普氏のように、段階論以降の課題は、純粹資本主義に対する現実の資本主義のズレを確認することにあるというのは殆ど無意味なことで、むしろなぜそのズレが生じたかの根拠をこそ解明しなければならないであろう。

一般討論の要約

(文責 鎌倉孝夫)

「質問冊」とフロアからの質問の中で、鎌倉報告に関連するものに限定して、質疑・討論を要約する。

(1)「質問冊」に関わる質疑・討論

鎌倉報告に対しては、(A)経済学の方法に関する質問、(B)信用制度に関する概念、理論的展開、とくに利子率上昇要因に関する質問に分けられる。

(A)経済学の方法に関しては、①高山満氏（東京経済大）から、宇野説でも実体（原則的關係）を根拠に法則の成立を説く以上「実体の形態化」「形態の実体化」の論理となっているのではないかという質問、②武井博之氏（大阪経済大）から、形態は一定の条件により新しい形態をとるものであるから、形態の論理と発展の論理（唯物史観的方法）は対立しないのではないか、③三宅義夫氏（大東文化大）から、鎌倉報告にある『「経済学批判」から『資本論』へ』という表現は誤解を生む表現ではないか、④龍昇吉氏（立命館大）から、マルクスの経済学批判体系プランにおける「租税、国債、公信用」の「公信用」をどうとらえたらよいか、という質問が

なされた。

鎌倉から、①に対して、宇野的方法的意義は、商品・貨幣・資本という形態の論理を通して、形態存立の根拠として実体をとらえたこと、すなわち実体の明確化にあること、形態的關係は交換原理、実体關係は共同性原理というように關係が異なること、実体→形態が必然的に形成されるとすると形態は超歴史的に存在することになるという意味で実体化されること、②については、生産物→商品の発生は内的必然性をもたないこと、封建的關係から資本主義の生成もマルクスが第1巻第24章（本源的蓄積）で示しているように商品經濟の内的發展だけでなく権力による政治的暴力を伴うものだったこと、資本主義の没落は商品經濟の論理的發展からは決して説けないこと、だから形態（を主体とした）論理と發展の論理（生成・發展・没落）とは異質であること、③については、たんに古典經濟学批判というだけでなく、それを通して積極的に資本の論理を立てたことを指摘したかったこと、④については、「公信用」は国債、公債を含むと思われるが、それは国家を前提とし、財政問題（それは經濟的關係だけでなく、政治關係が含まれる）としてとらえねばならないこと、との回答があった。

(B)信用理論に関する質問は次のような内容である。①吉田暁氏（武蔵大）から、貸付資本とは何か、その概念は必要か、またそれと資金との關係はどうか、②小野英祐氏（東京大）から、銀行になぜ資金が預金されるのか、貸付けに対する返済の確実性が保証されていないという問題は、預金についても指摘されることではないか、という質問があった。また討論の中で、銀行への預金についてはそれを受入れる主体の形成を説く必要があること、また銀行信用は、預金→貸付けでなく、商業手形流通→銀行券発行として説いた方がよいのではないかと付言があった。③生川栄治氏（近畿大）から、鎌倉説の利子率高騰の説明は分かりにくい、賃金上昇→現金引出し増加→現金準備の減少としてみてはどうか（自分は賛成でないが）との提起がなされた。

①に関しては、鎌倉から、銀行信用を通して成立する貸付資本は、産業資本に対して、資本家社会的資本として相対すること（利潤率の不確定性に対し、利子率は社会的確定性、一様性をもつこと）、その点を明らかにする上に貸付資本概念は積極的に使う必要があること、資金概念は商品売買關係から自立し、貨幣のすべての機能を展開しうる貨幣として、流通關係の外部から流入し、外部に流出しうる貨幣ととらえていること、と説明された。同じく、②については、預金形成→貸付けというより、商業信用において商品販売促進のため延払信用→資金貸付けによる販売が行なわれていること、この資金貸付關係が商品売買から自立したのが銀行信用であり、それは何より（産業資本自体の）資金貸付け關係として説かれるべきで、この資金貸付けを補充・補完するものとして預金形成が位置づけられる、とした。ま

た預金受入れ主体については、歴史的には多様だが、論理的には主体成立の根拠が確定されればよい（産業資本の遊休資金の相互融通関係の媒介が基本）とした。なお、討論の中で、三宅義夫氏から、預金の銀行への集中については、預金に利子がつけられることを考えればよいこと、吉田暁氏から、銀行信用は、自己債務としての銀行券を貸付けることに積極的意味があること、川波洋一氏から、貨幣取引資本の発展の中から、貨幣を預託する専門業者が形成されるとともに、預託された資金の一部分がその下に還流し、これが貸付可能資本となること、銀行が信用形態で貸付けを行ないうするには、債権債務の決済システムの形成が前提される、との発言があった。司会の深町郁弥氏からは、この問題に関しては、現金預金の貸出し説、信用創造（銀行券貸付）説、資金説という三つの説があり、これをどう整理するかが問題だとされた。鎌倉からは、銀行券発行にせよ、預金貸付にせよ、銀行信用では債務を貸付ける関係であることをとらえればよいとの発言があった。

③に関して、鎌倉は、預金形成（資金形成）と現金（金）準備とは直接関係ないこと、利子率変動の要因としては資金の社会的需給関係をとらえればよいこと、その高騰の基本は資金形成を欠いた資金需要にあること、金準備は銀行券の根拠だが（私的）銀行経営との関係で問題となるだけで資金需給とは直接の関わりを持たないとした。これに対し、生川氏は、産業資本の遊休資金は現金のはずでそれを基に説かれる銀行信用では現金預金—現金貸付となるはずであること、だから鎌倉説では賃金上昇—銀行からの現金引出—現金準備減少—貸出し制限（利子率上昇）と説明した方がよい、しかし現金取引の領域だけでなく大口の信用取引の領域を明確に分けて考えること、現金取引に関しては現金の還流性の問題を明らかにする必要があると発言した。

(2)フロアからの質問に対して

①村岡俊三氏（東北大）から、国債はともかく、社債（直接金融）について、信用論から省いたのはなぜか、またどう位置づけるか、②鈴木勝男氏（東北学院大）から、鎌倉報告のレジメにある「資本の量的拡大から支払手段としての需要へ」に関して、商品価格が実現され、代金が入らないと決済システムも働かない、恐慌の契機の説明には商品価格の実現をとらえねばならないのではないか、③河合正修氏（長野大学）からは、株式資本を資本の完成形態とするのは、バブル経済化の点からみて問題で、利子生み資本こそ資本の完成形態ととらえるべきではないか、④高山満氏（東経大）からは、世界貨幣が、資金を集約した規定と鎌倉はいうが、そのさい流通の概念について明確にしてほしい、という質問があった。

これに対して、鎌倉からの次のような回答がなされた。③に関して、まずマルクスが「利子生み資本」というとき第3巻第5篇第21章での規定と第24章での「それ自身で果実を生む資本」と同じなのかどうか、後者はむしろすでに擬制資本ととら

えるべきではないか、拙論は株式資本を資本の完成形態としての利子生み資本としてでなく擬制資本ととらえていること、①に関していうと、確定利子付きの債務の証券化としての社債は、株式会社あるいは証券市場の発展を通して、確定的利子を支払いうる一定の基盤を株式会社が持ちえたことをふまえて明らかにしうるものとする。②については、資金形成の問題はたんに商品価格の実現の問題ではなく利潤形成の問題に関わっていること、「支払手段としての資金需要」ということでいいたかったのは、債務決済にせまられた資金需要は、資金形成を伴わない資金需要であることを示したかった。④に関しては、狭義の流通は流通手段で結ばれる商品流通であるが、その発展を通して $W-G$ をさらに促進する蓄蔵貨幣、支払手段の機能を含む流通を広義の流通（流通圏）ととらえている。世界貨幣は、この蓄蔵貨幣、支払手段を含む（広義の）流通に対し、その外部から本源的に流入し、外部に流出するものとしての貨幣をとらえている。

『資本論』における 信用論の基本問題と若干の展望

——「貨幣資本と現実資本」論の位置づけと具体化のために——

山本孝則
(大東文化大学)

本報告の課題は、『資本論』第3部第5篇の全理論構造の検討を通して、現実資本の蓄積に対する近代的利子生み資本 (=貨幣資本) の蓄積の独自の本質及びその限度如何という問題 (「貨幣資本と現実資本」論) こそが、当該篇全体の主題をなすばかりではなく、通貨論争を主要な問題場面とする信用論の普遍的・基本的問題でもあることを明らかにすることである。その際、マルクスの経済学における最大の遺産である——と報告者は考えているのであるが——「貨幣資本と現実資本」論を、国際的な規模での信用制度のかつてない動揺に直面している20世紀末・資本主義体制把握の基礎として理論化する際に、留意すべき若干の論点を併せて提起してゆきたい。

I 『資本論』第3部第5篇の主題と基本構造

(1)産業資本から派生しつつもその外部にあって、それ自体利子を生み出す自動機構として振る舞う近代的利子生み資本が現実資本の再生産過程の外部で自立的につくりだす債権・債務関係の独自性ならびにその限界把握こそが、「通貨と資本の区別」を基礎とする「銀行主義経済学」への体系的批判として形成され、第3部第5篇として結実するマルクス信用論の核心である。

即ち、従来の第5篇の理論構成に関する研究では、先ず第5篇の考察対

象は「利子生み資本論と信用制度論」(第21～第24章と第25～第35章)とに分離されていた。「利子生み資本論」から分離された「信用制度論」については、個別現実資本の再生産過程の裏面で形成される商業信用と、その社会的代位たる限りでの銀行信用(手形割引)をもって資本主義的信用の本質とする銀行学派の見解がそのまま踏襲され、現実資本の蓄積における「信用の役割」(第27章)の把握がその中心課題であるとされてきた。だが、マルクスにおいては両者は、信用制度下の利子生み資本(近代的利子生み資本)という統一において把握されているのであり、彼はむしろ銀行学派の信用把握から多くを摂取しつつも、近代的利子生み資本の範疇規定を出発点とする第5篇全篇の体系的立論をもって、銀行学派の信用把握を積極的に揚棄しているのである。では、如何にしてか。

(2)第5篇のトータルな主題は、第5篇表題「利子と企業者利得への利潤の分裂。利子生み資本」において既に初発から示唆されているように、近代的利子生み資本範疇の成立に伴う「利子と企業者利得への利潤の分裂」の基礎上で、利子を取得する貨幣資本(利子生み資本)と企業者利得を取得する現実資本(機能資本)とへの、蓄積主体の分裂という事態を踏まえ、二様の蓄積主体、二様の蓄積運動の具体的関係を明らかにすることである。従って、第21～24章と第25～第35章との関係は、信用制度*という近代的利子生み資本の存立条件を捨象し、二つの蓄積主体への資本の分裂の必然性それ自体を説いた前者から、信用制度の存在によって条件づけられた貨幣資本蓄積と現実資本蓄積との相互に依存しつつも、自立化する関係に立ち入った後へへの、一貫した展開として把握されねばならない。この意味で、第5篇全篇がすぐれて「貨幣資本と現実資本」論という一貫したモチーフで貫かれているのであって、「利子生み資本論と信用制度論」との関係如何という、広く本学会に共有された問題設定は、第5篇研究を迷路に誘い込む《落とし穴》であったといわねばならない。そこで次に、

《落とし穴》の所在を三点に絞って確かめておかねばならない。

・マルクスは、信用制度そのものに関する明示的な規定を与えてはいないが、報告者は、第25章の以下の一節が事実上の信用制度の基本規定に当たると考えている。「一般的に表現すれば、銀行業者の業務は、一方では貸付可能な貨幣資本を自分のために大規模に集中することであり、・・・他方では、彼らは、商業世界全体のために借りることによって、すべての貸し手に対して借り手を集中する」(MEW, K. III, S. 317)。

第一。「利子生み資本論」と「信用制度論」とを分離して捉える固定観念と、第25、27章の位置付けの問題。

近代的利子生み資本は、自己の利子範疇を平均利潤の一分肢として確定するには、信用制度を不可欠の存立条件とする。換言すれば、近代的利子生み資本は信用制度下においてしか存立しえず、近代的利子生み資本は信用制度のコントロールのもとで初めて成立する。かかる存立条件に即して近代的利子生み資本を考察するためには、信用制度とは何か、そしてその創出主体である産業資本にとっての役割は何か、あらかじめ表象として提示されていなければならない。こうした課題に、預金形態で社会的に集積された貸付可能貨幣資本の運動機構という信用制度の基本規定、機能規定を与えて応えたのが、第25、27章であった。従って、第5篇を「利子生み資本論と信用制度論」と二分する伝統的な問題設定は、近代的利子生み資本が、信用制度下の利子生み資本という独自の存在形態をとらねばならぬ事情(第21章と36章との対応関係)への無理解に由来するのである。

第二。銀行学派批判(第28章)をいわゆる「前貸」論(「貨幣または通貨の前貸と資本の前貸」論)に解消する固定観念と、第28章から第35章に至る論脈理解の問題。

従来の研究では、第26章第28章とはそれぞれ、「前貸」に関する通貨学派への批判・銀行学派への批判という、同格の学説史的エピソードとして孤立的に理解されてきた。その結果、「雑録」部分として執筆された第26

章とは違い（大谷禎之介『信用と架空資本』（『資本論』第3部第25章）の草稿について）、〔上、中、下〕、『経済志林』第51巻、第2、3、4号、1983～84年参照）、「本文」として執筆された第28章「流通手段と資本。トックとフラートンの見解」の第5篇全篇における位置が問われることはなかった。だが、この第28章の銀行学派批判こそは、信用制度下の「利子生み資本そのもの（信用制度による利子生み資本への影響、ならびに利子生み資本がとる形態）の考察」（大谷、同上〔上〕、8頁）という、第28章以降で展開される第5篇の本来のテーマを展開する際の直接的出発点にはかならなかった。それゆえ、第28章が、現実資本の蓄積における「信用の役割」を中心テーマとした「銀行主義経済学」への、「全体系的批判」（Zur kritik, 1859）として形成されたマルクス信用論の学説史的・理論的性格を規定する要であったのである。

というのも、貨幣資本と現実資本という二様の蓄積運動の関係、及びその運動の限界という信用論の基本問題が、銀行学派の「通貨と資本」の区別において混同された経済学的諸範疇（『資本論』第一部次元の「貨幣」、第二部次元の「貨幣資本」、第三部次元の「利子生み資本」）の諸区別・諸関連把握の問題として、第5篇第28章から第35章に至る論理展開において、結論的に次ぎのように明らかにされているからである。

①預金・貸付というルートを通して銀行に預金として集積・集中される貸付可能貨幣資本（潜勢的貨幣資本）の蓄積は、一定預金元本に対する元利請求権の蓄積として存在する。

②蓄積された貨幣資本——信用制度下の利子生み資本そのもの——は、「資本に対する請求権（Anspruch auf Kapital）」（貸出債権）の蓄積に転化しており、それは、現実資本の蓄積から独立した存在である*。

* 「これら請求権または名義そのものの蓄積は、その発生原因たる現実的蓄積とは異なるのと同様、貨幣の貸付によって媒介される将来の蓄積（新たな

生産過程)とも異なる」(K. III, S. 524f.)。

③それゆえ、近代的利子生み資本の蓄積が現実資本の蓄積に対して架空な資本請求権の蓄積として自立的に展開される限り、「クレジット・システム(信用主義)のモネタール・システム(重金主義)への転回」という命題も、原理的・普遍的な意義を有する。

第三。単純商品流通の内部で生成する商業信用・商業貨幣とは範疇を異にする、「本来の信用貨幣」を如何に規定すべきかという問題。

「利子生み資本論」から分離された「信用制度論」においては、「信用制度」の主体が存在しないがゆえに、商業貨幣(手形)から区別された「本来の信用貨幣」を規定することができない。その結果として、制度的に完全に不換化された現代の貨幣を、『資本論』の論理に基づき説明することができない。だが、本来の信用貨幣を「単純な商品流通の立場からわれわれのまだ全く知らぬ諸関係」(K. I, S. 141)に属するカテゴリーとして位置付けつつ、それを「信用制度が自分のためにつくりだす」「諸用具」(K. III, S. 413)として捉える第3部第5篇の見地に立つならば、本来の信用貨幣は、すぐれて預金通貨——銀行券と預金との同一性——として、規定されよう。即ち、寄託と貸出の反復運動により蓄積される一定預金元本に対する元利請求権(利子生み資本への請求権)が、貨幣取扱業=金庫業という銀行の出自に基づき、支払・購買手段機能を果たす際にまとう自立的な姿態が本来の信用貨幣であり、それは、貸付可能貨幣資本の運動機構としての信用制度が自らのために創出した「諸用具」にほかならないのである。

II 「貨幣資本と現実資本」論の具体化のために

——20世紀末(80年代後半～90年代初頭)金融大混乱期分析のための若干の留意点——

以下、現在進行中の金融大混乱を念頭に置きつつ、マルクスの「貨幣資本と現実資本」論を現実分析の基礎に据えてゆく際に留意すべき若干の論点を掲げておく。これにより、信用制度下の利子生み資本論として性格づけられるマルクス信用論のリアリティの一端が確認できよう。

(1)株価・地価の崩落と利子の拘束性が実体経済に及ぼす作用の究明。

利子生み資本の投下対象たる土地及び金融資産（とりわけ株式）の価格の架空性に着目するならば、80年代末のいわゆる「バブル」膨張のメカニズムは、増幅された架空値を担保とした信用膨張——債権・債務の両建ての膨張——の所産として特徴づけられる。かかる信用膨張が公定歩合の引き上げを契機に収縮に転じたとき、担保となった土地・株式の暴落が担保価値の目減りをもたらし、銀行の与信行動を停滞ないし縮小に転ずる一方、他方では、信用膨張によってもたらされた債権・債務関係は、利子生み資本（利子）の現実資本（利潤）からの自立性に基づき厳然と自己を貫くことになる。従って、かかる信用膨張から収縮への転換の作用については、〈貨幣資本の巨大な蓄積がもたらす現実資本（及び諸個人）に対する利子の拘束性〉という観点からの考察が重要となる。このことは、「バブル」の崩落が肥大化した金融経済と実体経済との乖離の単なる調整として理解（例えば、『91年度経済白書』参照）されてはならない、ということの意味するはずである。

(2)現実資本の蓄積の挺子であると同時にその死重（コスト）としての利子生み資本——信用の限界を規定するもの。

現代資本主義における信用の限界を如何に規定すべきかという問題は、信用論の最後の課題であろう。拙著ではこの問題を国際通貨危機（ドル危機）に収斂させて論じたのであるが、そこでのドル危機論は、銀行制度を基体とし広義金融市場をその上部構造とする信用制度の限界の問題にまで、充分踏み込めていない。この点、現代資本主義の信用の限界（例えば、ク

レジットクランチ、通貨供給伸び率の低下) を考える場合、利子生み資本が剰余価値の一分枝たる利子の「先取り」装置として現実資本の蓄積を制約するという『資本論』の規定* を、「クレジット・システム〔通貨＝信用決済〕からモネタール・システム〔資産決済〕への急変」と並ぶいま一つの柱として、積極的に位置付けてゆくことが必要となろう。これら二つの要因がどのように絡み合って信用の限界が画されるのか、この点の具体的究明が今後の信用論研究の主要課題となろう。

* 利子は「生産過程が始まる前から、だから生産過程の結果である総利潤が得られる前から、先取りされたものとして前提されている」(Ⅲ、S. 386)。

(3)現代社会の資本の存在形態を「範疇的意義における株式会社」として確定すること。

マルクス信用論において想定されている資本の種差は、利子を取得する貨幣資本(利子生み資本)と企業者利得を取得する現実資本(機能資本)であるが、利子生み資本の自立性が普遍的である以上、かかる想定は、勿論現代においても妥当する。だが、現代社会において資本の運動を媒介する基本的存在形態は、資本所有、資本機能及び機能の執行が同一人格によって担われる個人資本家でなく、貨幣資本であれ現実資本であれ、「範疇的意義における株式会社」(有井行夫『株式会社の正当性と所有理論』、1991年)である。即ち、資本所有と資本機能及び機能の執行とがそれぞれ、株主、法人格として株式会社、取締役会(経営者)に完全に分離することにより、「蓄積のための蓄積」を最も自立的に推進しうる組織体である。そして、今日の広義金融市場の発展と混乱、及び現実資本の強蓄積とその限界露呈は、この会社形態に固有な蓄積＝資本調達方式(エクィティ・ファイナンス)の暴走的自立化に由来する。従って、「貨幣資本と現実資本」論を現代資本主義の現局面分析につないでゆくには、株式会社の理論的把握が緊急、不可欠な前提となろう。マルクス経済学における信用論と

株式会社論との交流が求められる所以である。

【参考文献】

拙著『現代信用論の基本問題——信用理論体系と国際通貨＝金融危機の新段階』、日本経済評論社、1991年。

〈コメントと討論〉

小野朝男（和歌山大学）

①第5篇全篇を近代的利子生み資本論の一貫した体系と捉える報告者の『資本論』第3部第5篇理解は、利子生み資本論（第21～24章）を「信用の本質論」、信用制度論（第25章以下）を「信用の現象形態論」と解すことによって、信用制度論を利子生み資本論に埋没させた飯田繁氏の理論的系譜に連なるもので、「一種の先祖返り」ではないか。

②報告者は、『資本論』における信用論の展開を、余りに信用による利子生み資本の架空化の問題に矮小化している嫌いがある。

③従って、報告者の信用論では、第5篇第25章で信用制度の二側面とされた商業信用と利子生み資本の管理のうち、前者の側面が脱落することになり、信用貨幣を解くことができない。総じて、報告者の信用制度（銀行）は、信用貨幣の創造なき銀行であり、単なる預金・貸付銀行にとどまるのではないか。これでは、近代的銀行にほど遠いのではないか。

〔答〕

①『資本論』第3部第5篇に内在した研究史を振り返ると、「利子生み資本論と信用制度論との関連」如何と言う問いが、三宅義夫氏の先駆的な問題提起以来繰り返されてきた。ここで報告者が第一に強調したいことは、大谷禎之介氏の第5篇オリジナル草稿の解説研究によって、かかる伝統的な第5篇二分法そのものの根本的な再検討が要請されるに至った、現在の研究状況の確認である。

即ち、従来から「信用制度論」（第25章～第35章）の対象と主題を明示するものとして注目されてきた、現行版第27章末尾近くの一節は、草稿研究によれば、次の如くである。「これまでわれわれは主として信用制度（Kreditwesen）の発展（そしてそれに含まれている資本所有の潜在的な廃止）を、主として生産的資本に関連して考察した。いまわれわれは、利子生み資本そのもの（信用制度による利子生み資本への影響、ならびに利子生み資本がとれる形態）の考察に移るが、その際総じて、なお若干のとくに経済学的な論評が行われなければならない」（Ms. 1, S. 327.

K. III, S. 457, ⑩626-27頁)、と。この一節は、第5篇全篇の対象と主題が〈信用制度下の利子生み資本〉——これが近代的利子生み資本の存立形態である——の「考察」にあることを示唆するものであるが、それは、第5篇の対象と主題に関する本学会の従来の通説に対して、次の二点で根本的な反省を迫るものである。第一に、第5篇の対象を「利子生み資本論」と「信用制度論」とに截然と二分してきた伝統的な問題設定は適切ではない。従って第二に、上記の第5篇の考察対象から既に明らかなように、「信用制度による利子生み資本への影響」と信用制度の下で「利子生み資本がとる形態」こそが本来の基本的な問題なのであって、この基本問題を論じた第25～35の諸章（いわゆる「信用制度論」）を単なる「信用の現象論」とする理解は成り立たないのである。

それゆえ、第5篇二分法論を踏襲したうえで、前半の第21～24章を「信用の本質論」、後半の「第25章以下」を「信用の現象論」とする飯田繁氏の見解と、筆者の理解との差異は、極めて明白であって、飯田説への「先祖返り」というコメントターの報告者評価は、理解に苦しむところである。コメントターのご指摘に倣って言えば、報告者はいわゆる「信用制度論」と呼ばれる諸章こそが、「信用本質論」に当たると考えている。

②確かにコメントターのご指摘のとおり、第5篇、とりわけ第25～35章の論議の展開は、非常に多岐にわたり、また錯綜している。そうであるからこそ、第5篇に登場する個々の概念に関する研究は年々精緻さを増し、深められてきたにもかかわらず、逆に、第5篇の主題と理論構造を総体として捉える研究は、大谷氏の草稿研究が発表されるまでは、ほとんど進んでこなかった。報告者の研究は、大谷氏によって析出された第5篇第25～35章の本論部分（第25、27～32、35章）の展開の基本線を、資本主義的信用と現実資本の再生産＝蓄積との同時並行性を主張した銀行学派に関する「経済学的論評」——銀行学派批判——という視点から跡付けたものである。〈信用による利子生み資本の架空化の問題に矮小化〉しているというコメントターのご批判は、報告者の理論展開がまだ第5篇における理論展開の基本線にとどまっていると言うのであれば、そのとおりであるが、報告者は、マルクス信用論、ひいてはマルクス経済学の存在意義を明確にすべき今日、第5篇の理論展開の基本線をクリアにする作業はそれなりに意味のあることと考えている。

③信用制度の二側面の関係如何という問題は、第5篇の理論構成をどう捉えるかという問題——「利子生み資本論と信用制度論」との関係把握——と、実は全く同じ問題なのである。従って、従来の理論構成論議の枠組みを踏襲するコメントターの立場からすれば、信用制度の二側面を並列していない報告者の理解は、プリミティブな誤りということになろう。しかし、報告でも述べたように、信用制度（Kreditwesen）という存立条件を抜きにして近代的利子生み資本は存在しえな

以上、第5篇の理論構成に関する二分法も成り立たないのである。従って、本当の問題は、信用制度 (Kreditwesen) の二側面を並置することにあるのではなく、信用制度の二側面を如何に統一的に把握できるか、であろう。

そこで最初に問われるべきは、信用制度 (Kreditwesen) の二側面の内容であるが、コメンテーターはこれを、通説に従って、商業信用と「利子生み資本または貨幣資本の管理」と解されているのであるが、これは、ミスリーディングであろう。商業信用は、信用による取引に媒介された、発展した貨幣制度という意味での Kreditsystem の基礎ではあるが、マルクスが第5篇第25～35章（「信用。架空資本」）の冒頭で、その中心問題として位置付けている信用制度 (Kreditwesen) の一側面ではない。マルクスにより信用制度 (Kreditwesen) の一方の側面とされているのは、信用による取引に媒介された、発展した貨幣制度という意味での Kreditsystem なのである（前掲拙著、63～66、101～102頁参照）。それゆえ問題は、「利子生み資本または貨幣資本」を預金という形態で貸付可能貨幣資本として社会的集積にする「信用制度 (Kreditwesen)」が、「自分のために」如何にして自己の一側面としての Kreditsystem を「創り出す」（第25章冒頭参照）かに帰着する。そして、その回答は、信用による取引の決済は預金の決済機能によって実現するのであるから、既に信用制度 (Kreditwesen) の本質規定のうちに含まれていたのである。

信用制度 (Kreditwesen) の二側面について、報告者によって「利子生み資本または貨幣資本の管理」がその本質的契機として位置づけられ、Kreditsystem がその派生的契機として位置づけられているということは、両契機を単に並列するだけで、いっこうに両契機（二側面）の関係を明らかにしてこなかった従来の論議に対して、両契機の統一的な把握が対置されているということの意味する。従って、ここでのコメンテーターと報告者との違いは、信用貨幣の本質を商業手形の延長線上に位置づけられた銀行券としてつかむか（コメンテーター）、預金通貨としてつかむか（報告者）にある。

三宅義夫（立教大学名誉教授）

「現実資本」を本質的にどのようなものと考えているのか。企業の貸借対照表においても、機械、設備、在庫品等々は、何億何千万と記されているように、「現実資本」は貨幣資本が一時採っている姿にはかならないのではないか。「資本」は本質的には貨幣資本（貸付可能貨幣資本はその中の一種類）ではないのか。

〔答〕

周知のように、マルクスは第5篇第28章の冒頭で、銀行学派の「通貨と資本の区別」について次のように指摘している。「トック・ウィルソンその他がしている

通貨と資本とのあいだの区別（そしてこの区別をするさい彼らは、鑄貨としての流通手段と貨幣と貨幣資本（Geldkapital）と利子生み資本（英語の意味での貨幣資本（moneyed capital）とのあいだの諸区別をごたまたげにしている）は、次の二つのことに帰着する」（Ms. I, S. 328, K. III, S. 458）と。この一文中の最初の貨幣資本（Geldkapital）は、平均利潤率の形成に参加する産業資本および商業資本が、資本価値の循環的な姿態変換運動で一時的に採る姿態である。Geldkapital という意味での貨幣資本形態を含む、循環的な価値増殖運動を描く主体、これが現実資本である。具体的には産業資本や商業資本ということになろう。

これに対して、後者の貨幣資本（moneyed capital）は、平均利潤として均等化される剰余価値の生産過程の外部にあって、貸付・返済という独自の流通運動を描いて価値増殖する主体であり、前者の貨幣資本（Geldkapital）とは範疇を異にする。なるほど、産業資本や商業資本の運動を媒介する経営組織体（現代では諸々の会社）は、資本を本業以外のいわゆる「財テク」に投ずることもあろうし、場合によっては本業を差し置いて「財テク」に資本の主要部分を振り向けることもあるだろう。しかし、このことは、現実資本と貨幣資本（moneyed capital）＝利子生み資本との範疇的差異を何ら消し去るものではない。この場合には、経営組織体によって媒介される資本の運動形態が二つの種差に分裂したまでのことであって、資本がすべて貨幣資本に解消されたわけではない。

小野英祐（東京大学）

①鎌倉氏と同様、報告者は、預金受入れ→貸出→信用創造という論理を提示しているが、その際預金形成そのものをどう説くのか。換言すれば、預金者は資金をなぜ銀行に預けるのか。

②貨幣取扱資本への資本集中の論理的必然性をどう説くのか。

〔答〕

①報告でも述べたように、近代的利子生み資本範疇の成立とは、銀行が「商業世界全体のために借りることによって、すべての貸し手に対して借り手を集中する」（K. III, S. 317）という関係が一般的に成立しているということであろう。即ち、利子生み資本の貸付・返済（ $G-G \cdots G'-G$ ）という運動形態は、銀行と借入先との取引についてのみならず、銀行と預金者との取引についても妥当する。なぜなら、預金は銀行にとっては借入資本を構成し、預金者にとっては一定預金元本に対する元利請求権であり、預金の払い戻しは、銀行にとっては借入資本の返済、預金者にとっては元利請求権の実現であるから、これは利子生み資本の一般的運動形態の一ヴァリエーションである。このように考えると、預金者が遊休貨幣を銀行に預ける理由は、それを近代的利子生み資本として運動させるためということになろう。

②貨幣取扱資本は、現実資本の循環中の貨幣資本（Geldkapital）の自立化した形態であるから、これは、資本の種差として独立の存在形態——商品資本の転化形態としての商業資本のように——をもたない。従って、貨幣取扱資本への資本集中は、現実には、銀行への遊休貨幣の預金形態での集中として実現する。

武井博之（大阪経済大学）

①近代的利子生み資本とは何か。旧態の高利資本との相違は全くないのか。それでは「近代的」とは何か。それがもし「信用制度下」という意味ならば、何故産業資本の助手から、その支配者へと銀行制度は発展変化したのか。

②銀行券、さらに証券などの「架空資本」の位置づけと「利子生み資本そのもの」との関係をどう理解するのか。

〔答〕

①利子生み資本の運動形態に関していえば、近代的利子生み資本と高利資本との間に区別はない。両者を分かちつものは、利子生み資本として機能する条件が変わるということである。近代的利子生み資本は、ご指摘のとおり、「信用制度」という存立条件のもとで運動する、ということである。また、産業資本の創造物である信用制度（銀行資本）が産業資本を支配、規定するのはなぜかというご質問についてであるが、産業資本は原理的に個別資本としての性格を脱することは出来ないのに対して、銀行資本は個別資本に対置された意味での「社会的資本」という性格を持つからである。

②銀行券と有価証券を同列に並べることは出来ないだろう。銀行券は、預金という形態をとる「利子生み資本そのもの」の派生的運動形態であり、株式、国債等の有価証券は「利子生み資本そのもの」の投下対象である。従って、「利子生み資本そのもの」とその投下対象の関係如何という問題は、金融市場の重層的な編成の問題として具体化される。

（付記：このほか、村岡俊三氏（東北大学）から、〈マルクス信用論が間接金融論になっているのは何故か〉という興味深いご質問を頂いたが、当日の時間の都合上、お答えすることが出来なかった）。

部会活動報告

【北海道部会】

(1) 1991年5月18日 北海道大学

① 報告者 宮下邦男氏（北海道大学）

論題 「19世紀中葉のイギリス資本輸出とアメリカ鉄道業」
北大『経済学研究』第40巻第3号に掲載

② 報告者 松井安信氏（札幌学院大学）

論題 「山本孝則『現代信用論の基本問題』の紹介コメント」

(2) 1991年10月19日 北海道大学

※金融学会北海道部会との合同

報告者 吉田賢一、宵山和司、小林真之、海保幸世各氏

論題 「浜田康行『金融の原理』の合評会」

【関東部会】

(1) 1991年9月28日 慶應義塾大学

報告者 大友敏明氏（大月短期大学）

論題 「信用創造論の動向」

本報告の詳細は『金融経済研究』第2号（1992年1月）に発表されている。

(2) 1991年12月7日 大東文化会館

報告者 吉田真広氏（國學院大学）

論題 「銀行制限期における変動為替相場」

【関西部会】

(1) 1991年4月6日 大阪市立大学文化交流センター

① 報告者 数阪孝志氏（大阪市立大学）

論題 「米銀の経営危機問題」

- ② 報告者 北條裕雄氏 (日本証券経済研究所・大阪研究所)
論題 「1970年代後半以降のアメリカ証券市場—その歴史的・構造的位
置—」

(2)1992年2月8日 大阪市立大学文化交流センター

- ① 報告者 岩見昭三氏 (奈良産業大学)
論題 「ドイツ統一と金融債市場 —各種金融機関の業務動向と関連
—」
- ② 報告者 松本朗氏 (愛媛大学)
論題 「実質為替相場と名目為替相場の理論的・実証的研究」

【西日本部会】

1991年7月7日 九州大学

報告者 藤本三喜男氏 (福岡大学)
「管理通貨と中央銀行」

本報告の内容は、福岡大学『商学論壇』(第34巻第4号、1991年
3月)に発表されている。

コメンテーター 川波洋一氏 (九州大学)

銀行制限期における為替相場変動

吉田真広（國學院大学）

銀行制限期における為替相場、金価格、商品価格の変動についての従来の主要な実証研究では、通貨価値の名目的変動に起因するそれぞれの名目的変動について否定的である。事実としても銀行制限期後には元の平価水準で兌換を開始した。だが、元の平価水準が回復したのはあくまで結果であり、通貨価値の名目的変動による名目為替の変動については銀行制限期の貨幣・信用状況を踏まえた場合、なお実証的にも理論的にも検討の余地がある。報告では名目為替相場の規定と為替相場の実質的変動の規定とを簡単に行い、地方銀行券の貨幣的性格を検討した後、鋳貨の海外への大量流出時期（1800年前後）と地方銀行券の急増時期（1808, 09年）における為替相場の変動を取り上げた。

地方銀行券の貨幣的性格を金債務性と銀行券の還流との二つの信用貨幣性の規定から検討すれば、地方銀行券の準備となっていたイングランド銀行券自体が不換銀行券であることや地方銀行の経営的脆弱性などにおいて、地方銀行券は形態的には銀行の発行する信用貨幣であるが、実態的には信用貨幣性の極めて不十分な、むしろ紙幣的な性格をもっていたものと考えられる。このような銀行券とともに、銀行制限期には地金市場が存在し金鋳貨が流通しており、完全な紙券の専一的流通下ではなかった。しかし、輸出入額の変動と為替相場との間に一定の対応関係が存在することは当然としても、他方で銀行券発券額の変動と為替相場変動をみると、これらの間にも一定の対応関係が存在している。そこで、銀行制限期の為替相場を、輸出入などの為替手形の需給を反映した実質的要因と通貨価値の名目的変動を反映した名目的要因との複合によって検討する必要がある。

まず、鋳貨の海外への大量流出期には、銀行券が鋳貨に代わって地方通貨となっていた。しかし、輸出された鋳貨を地方銀行券が十分に代替できなかったと推定する。このことは、まず商品価格において現れており、1798年から3年間で輸入

商品価格が50%以上上昇しているにもかかわらず、国内商品価格は同期ほとんど変化せず推移し、1800年と1802年は下落さえしている。さらに為替相場においては、貿易差額が為替相場の下落として反映していない年も現れている。つまり鑄貨の海外への大量流出によって通貨の代表金量の増大が生じ、これが国内商品価格と為替相場の下落は、確かに輸入額の輸出額以上の増大を反映している。しかし、圧倒的な輸入額の増大があったというものではなかった。にもかかわらず、為替相場は大きく下落した。そこで同時期を二つの時期と比較した。同時期は、まず地方銀行券が余り増大せずに貿易では入超額がやや多かった1804年から1805年と比べても為替相場は大きく下落したし、地方銀行券がやや増大し、入超額がかなり多かった1817年から1818年と比べても為替相場の下落幅は大きかった。1808年から1809年の為替相場の下落は、為替相場の他の実質の変動要因を考慮しても、実質の下落要因に加えて、通貨価値の名目的下落を反映している可能性が高いと推定する。

以上の事態を次のように考える。信用制度が十分に発達していれば、たとえ通貨の強制的引き揚げがあったとしても、信用貨幣が創出され、現実の通貨量は流通必要金量以下にならない。しかし、銀行制限期のように通貨不足の埋め合わせの多くが地方銀行券のような極めて信用貨幣性の不十分なものに負わざるを得ないとすれば、一時的に現実の通貨量が流通必要金量以下になることは有り得る。つまり鑄貨の海外への大量流出期においては為替相場は名目的に上昇することも有り得たと考える。また通貨価値の名目下落は、信用貨幣が流通へ投下されている場合には生じない。しかし、地方銀行券は信用貨幣性の不十分な、むしろ紙幣的性格を有していたものとすれば、時期によっては流通必要金量を上回って発行された可能性もある。また一般的な鑄貨不足に加えて、銀行制限期のように鑄貨が決算のために海外に送られ鑄貨がほとんどなくなり、地方において、このような地方銀行券が主要な流通手段となっていたとすれば、地方銀行券の増大期には、インフレーションが発生し為替相場に名目的変動要因が反映することは有り得る。銀行制限期後は結果的に元の平価水準が回復したが、その過程では通貨の代表金量の減少と通貨の代表金

量の増大とに基づき為替相場の名目的変動が生じた可能性がある。

学会事務局記事

1. 1991年5月31日(木)、午後5時30分より、学士会館会議室において、理事会を開催し、以下の議題を審議した。①次期大会(テーマ、開催校、等)の件(秋季大会を10月28日〈月〉に立命館大学末川記念会館で開催する)、②学会運営についての意見交換(『信用理論研究』の編集を第9号より九州大学に依頼する、同号に三宅義夫会員の「信研小史」の掲載を予定する、信研の大会開催数は、今大会で第67回目、信用理論研究会編『信用理論研究入門』(1981年9月)の出版までに49回である)、③日本学術会議第15期会員選挙への取組みの件(飯田裕康会員より推薦人会議の結果報告)。

2. 1991年度春季大会は、5月31日(金)、「基軸通貨システムの理論と現状」を統一テーマに、國學院大学たまプラーザ・キャンパス講堂において開催された。研究報告・報告者・予定討論者・司会者は以下のとおりである。

〈研究報告〉

(1) 基軸通貨制度の理論と現実—対称的な国際通貨制度の可能性—

報告者 藤田誠一氏(神戸大学)

(2) 基軸通貨システムの現状と将来

報告者 向 壽一氏(立命館大学)

〈予定討論〉

(1) 藤田報告に対して

討論者 岡本磐男氏(東洋大学)

(2) 向報告に対して

討論者 高須賀義博氏(一橋大学)

〈司会者〉

飯田裕康氏(慶応大学)

深町郁彌氏(九州大学)

当日、12時より、理事会を開催し、①新入会員7名の承認の件、②1990年度決算および1991年度予算案の承認の件、③会員総会議事次第、その他の議題を審議した。

3. 1991年度秋季大会は、10月28日（月）、「信用理論の基本問題と再構築」を統一テーマに、立命館大学末川記念会館において開催された。研究報告・報告者・予定討論者・司会者は以下のとおりである。

〈研究報告〉

(1) 信用理論の基本問題と再構築

報告者 鎌倉孝夫氏（埼玉大学）

(2) 『資本論』における信用論の基本問題と若干の展望——「貨幣資本と現実資本」論の位置づけと具体化のために——

報告者 山本孝則氏（大東文化大学）

〈予定討論〉

(1) 鎌倉報告に対して

討論者 川波洋一氏（九州大学）

(2) 山本報告に対して

討論者 小野朝男氏（和歌山大学）

〈司会者〉

西村閑也氏（法政大学）

深町郁彌氏（九州大学）

当日、12時より、理事会を開催し、①新入会員3名の承認の件、②次期大会（テーマ、開催校、等）の件（1992年6月8日〈月〉に大東文化大学主催で開催し、統一テーマ・報告者については主催校および関東部会に一任する）、③次期理事選任の件（次期大会において、投票により理事10名を選出する、大会までに各部会より選挙管理委員各1名を選任する）、④会員総会議事次第、その他の議題を審議した。

（建部）

会員著書・論文目録 (自1991年1月12日)

氏名	著書・論文名	掲載誌名・出版社名
一ノ瀬 篤	Why is Bank Rate below call rates in Japan?	『岡山大学経済学会雑誌』第22巻第3・4号
	昭和20年代の日銀政策 (I)	同上第23巻第1号
	昭和20年代の日銀政策 (II)	同上第23巻第2号
糸井重夫	J.S.ミルの通貨論と貨幣数量説	中央大学『大学院研究年報』第20号
	Entwicklung der Quantitats Theorie des Geldes	中央大学商学研究会『商学論纂』第33巻第1号
大泉英次	土地と金融の経済学	日本経済評論社
	都市開発金融と農地金融に関する叢書	和歌山大学『経済理論』第241号
	パブル破綻と金融資本的土地支配	『経済』第328号
岡本 磐 男	EC通貨統合とECU	『経済論集』(東洋大)第16巻第2号
片岡 尹	国際通貨ドルの衰退と日本の資本輸出	『経営研究』(大阪市立大)41巻5-6号
金井 雄 一	イギリスにおける金融政策の形成と展開	成城大学『経済研究所年報』第4号
川波 洋 一	中国の金融制度改革と経済発展	九州大学出版会 九州大学中国経済研究会編『中国の経済制度と統計・会計制度』
	米国商業銀行によるリテイル・バンキングへの進出過程—管理通貨制度下における銀行信用浸透の一側面—(2)	『証券経済』第175号
	消費者信用の発生とファイナンス・カンパニー	九州大学『経済学研究』第56巻第1・2合併号
	米国商業銀行によるリテイル・バンキングへの進出過程—管理通貨制度下における銀行信用浸透の一側面—(3)	『証券経済』第177号

- 工藤 章 ドイツにおける経営者企業の成立と発表
有斐閣 森川英正編『経営者企業の時代』
1980年代における西ドイツの産業と企業
東京大学『社会科学研究』43巻2号
- 小林 賢 齊 『資本論』第Ⅱ部第Ⅰ編「資本循環論」成立過程の一駒一手稿『経済学批判』第ⅩⅤ冊および第ⅩⅦ冊について—
『土地制度史学』第132号
- 紺井 博 則 第二帝政期フランスの銀行信用制度とクレディ・モビリエ
『國學院大學紀要』第29巻
- 高倉 泰 夫 資本蓄積と金融市場
長崎大学『経営と経済』第70巻第4号
- 高山 洋 一 金井雄一著『イングランド銀行金融政策の形成』によせて
大東文化大学『経済論集』第52号
- 武井 博 之 「信用。架空資本。」試論(上) — 大谷解読『資本論』第3部第5章第5節についての一解釈—
『マルクス、エンゲルス、マルクス主義研究』(若手マルクス、エンゲルス研究者の会)第12号
マルクスの利潤率低下法則と技術導入原則とについて—いわゆる「置塩定理」にに関する一考察—
大阪経済法科大学『経済学論集』第14巻第3・4合併号
- 佐美 光 彦 大恐慌—その原因と現代に対する意味—
信用理論研究会『信用理論研究』第8号
世界大恐慌の発生過程(10・完)
東京大学経済学会『経済学会論集』第57巻第3号
- 谷田 庄 三 日米構造協議と金融問題
大阪市大『経営研究』第41巻5・6合併号
- 建部 正義 ロジャー・スクルスキー著『ソ連経済と流通』、酒井、建部、横倉、佐藤共訳
中央大学出版部
- 鳥井 綱 生 「流通必要貨幣量」と貨幣資本蓄積
『経済論究』(九州大学大学院)第70号
好況期の現実資本と貨幣資本の蓄積
『経済学研究』(九州大学)第55巻第6号
「貨幣資本」蓄積の機構
『経済学研究』(九州大学)第57巻第1号

- | | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中野 廣 策 | 預金業務の原理論上の位置 | 『山形大学紀要 (社会科学)』第21巻第2号 |
| 仲 村 靖 | 帝国主義期ドイツにおける貨幣節約メカニズムの展開—資本信用と信用創造— | 『証券経済学会年報』第26号 |
| 野 田 弘 英 | 「所有と支配」の主要問題 | 『社会科学論集』第72号 (埼玉大学) |
| 浜 田 康 行 | 『金融の原理』
中小企業金融の回顧と展望

ジュニア・マーケットの現状

中小企業金融この1年を振り返って

21世紀に向けて挑戦する中小企業

店頭市場は自己規制を | 北海道大学図書刊行会
『金融ジャーナル』第32巻第8号
『証券アナリストジャーナル』第29巻第8号
『保険公庫月報』第34巻第12号
『商工金融』第41巻特別号
『日経ベンチャー』1991、Vol9 |
| 平 岡 賢 司 | 金融の自由化と地域金融機関 | 熊本商科大学『産業経営研究』第10号 (岡本 恵也、坂本正と共同執筆) |
| 藤 田 幸 雄 | 「ロンバート街」の好景気・不景気論とパジョット | 『福岡女学院大学紀要』第1号 |
| 前 田 淳 | 多極システム下の国際的マネーフロー | 九州大学『経済学研究』第56巻第1・2合併号 |
| 松 浦 一 悦 | 1920年代、アメリカのN.Y.市における商業銀行集中の研究

1930年代アメリカの金政策

アメリカの1934年金準備法をめぐって | 同志社大学大学院『商学論集』第23号
『世界経済と南北問題』内田勝敏編著、ミネルヴァ書房
同志社大学大学院『商学論集』第25号 |
| 松 尾 隆 | 南北間の経済格差と「豊かな生活」 | 明文書房第1編第2章『現代生活の諸問題』熊本女子大学生活科学研究会編 |

- | | | |
|--------|-----------------------------------------------------|------------------|
| 三宅 義夫 | MEGA・(メガ)の「序文」におけるマルクスの著述プランの誤解について—メガについての雑記(六・完)— | 大東文化大学『経済論集』第52号 |
| 毛利 明子 | 価値尺度と価格(上)—富塚文太郎:井汲明夫論争を検討して— | 『桜美林エコノミクス』第26号 |
| 山田 喜志夫 | 不換制下における名目的為替相場と実質的為替相場 | 『国学院経済学』第39巻第2号 |

信用理論研究 第9号

1992年5月発行

発行者	信用理論研究学会
発行所	信用理論研究学会
〒192-03	八王子市東中野 7 4 2 - 1 中央大学商学部 21215 号室 TEL 0426 (7 4) 3 6 0 2
印刷所	本郷印刷株式会社
〒101	東京都文京区白山 5 - 13 - 7 TEL 03(3946)4800(代表)
